

地名散歩

第14回 読みと表記が変わった市町村

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

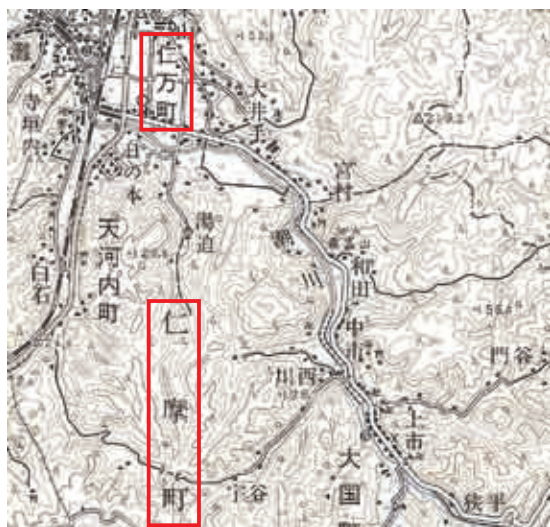
かすかべ かすかべ
春日部市粕壁一丁目。これは東武伊勢崎線（スカイツリーライン）春日部駅の所在地である。どのような経緯でこんなことになったのだろうか。自治体名をたどってみると、明治22年(1889)の町村制では南埼玉郡粕壁町と称した。東武鉄道の駅名も明治32年(1899)の開業時は粕壁駅と称している。粕壁町が春日部町となったのは戦時中の昭和19年(1944)で、北西に隣接する内牧村^{うちまき}と合併した時のことで、これに合わせる形で駅名も昭和24年(1949)に春日部駅に改められている。

江戸時代まで遡れば日光街道の千住、草加、越ヶ谷に次ぐ4つ目の宿場の名は粕壁で、文化文政期(1804～30)には家数880、その多くを街道沿いに櫛比させていた。毎月4と9の日に開かれる月6回の六斎市も開かれて近郷から客を集める、埼玉郡では主要な町のひ

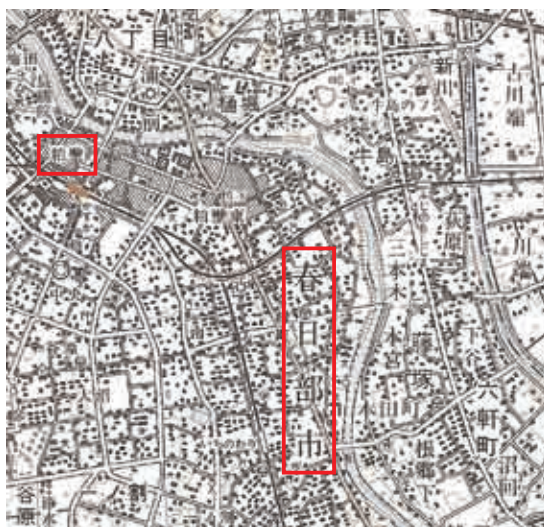
とつだったのである。

しかしこれをもって粕壁が古く、春日部が新しい表記と断ずるわけにはいかない。実は鎌倉・室町時代には春日部郷と称し、一帯を支配していたのも春日部氏であった。昭和19年(1944)の合併に春日部の表記が採用されたのは、鎌倉・室町期の「郷」が宿場より広い概念であったからではないだろうか。であるからこそ、市内の中でも旧日光街道の宿場であった区域は今も粕壁を名乗っているのであり、「春日部市粕壁」という表記がふさわしいのである。もちろん、江戸時代以前の日本の地名表記は何通りかある場合も珍しくなく、糟壁という表記も存在した。

同じ読みを持つ地名が異なる表記で併存する例としては、島根県大田市の仁摩町^{にま}仁万^{にま}がある。平成17年(2005)に合併する以前は邇摩^{にま}



3種類の同音異字地名—邇摩郡仁摩町仁万町(現在は大田市仁摩町仁万)。1：50,000地形図「温泉津」平成8年修正



古い郷名の春日部と宿場名・粕壁が同居する旧市街。1：50,000地形図「野田」平成17年要部修正

郡仁摩町仁万と3種類の表記が並んだ珍しい例であった。この地名を遡ると平安時代の仁満郷、同時期の『和名抄』には迹磨郡といった表記ですでに登場している古い地名である。

仁万は邇摩郡(迹は邇の異体)の中でも郡家(郡の役所)が置かれた中心地であり、江戸期にはこの村を称する地名として仁万の表記が一般的となったようだ。明治の町村制では邇摩郡仁万村として村制施行され、大正6年(1917)に山陰本線がここまで伸びた時に設置された駅名もこの行政村名に合わせて仁万とされた。

その後、昭和11年(1936)には町制施行して仁万町となったが、昭和の大合併期にあたる昭和29年(1954)には周辺3村と一緒に仁摩町が誕生した。『角川日本地名大辞典』によれば「町村合併により新町の中心である古名の仁万と邇摩郡とを組み合わせる表記を仁摩町に変更した」とあるから、要するに同訓での合成地名なのである。

逆に、表記は同じなのに読みが異なるケースもある。たとえば宮城県のとよま市登米町。登米市は平成17年(2005)に登米、迫、東和、中田、豊里、米山、石越、南方、津山の9町が合併して誕生した広域市であるが、このうち本吉郡であった津山町を除けばすべて登米郡であった。このうち登米町は郡名と町名をトメ・トヨマで読み分けていたのだが、平安時代の『和名抄』では登米郡の読みを「止与米」としているから、「とよま」が本来なのかもしれない。その地名の由来について『続日本紀』の宝亀5年(774)10月4日条には、奥羽地方の巡回視察官たる按察使の犬伴駿河麻呂が「遠山村」の蝦夷を討ったとする記事があるから、この「とおやま」が「とよま」に転訛したと

する説もある。郡名の読みが「とめ」に転じたのはいつ頃からか判然としない。

同じような例では、こちらも平成の大合併で消滅した海上郡にあった海上町。郡名を音読み、町名を訓読みで使い分けていたものだが、平成17年(2005)に旭市と合併して同市内となったため消滅した。海上町は昭和の大合併期にあたる昭和29年(1954)に鶴巻、滝郷、嚶鳴村が合併した際に郡名を採用したもので、郡名は古代から長らく訓読みであった。それが音読みされるようになったのは昭和30年代以降だというから、やはり町名と郡名を区別するために意図的に行われたようだ。

村が町、郡が市に変更になった際に読みが変わることもある。たとえば新幹線の駅もある米原市。現在でこそ駅名と市名は同じだが、平成17年(2005)の大合併以前の米原町は「まいはら」で濁らなかった。沖縄県の与那城村は町制施行の際に「よなしろ」と変わっている。これはグスクという沖縄特有の読みを避けて他県人にも読みやすくする配慮らしく、他にも県内にいくつか類例はあるが、最近では豊見城村が市制施行する際、すでに「とみしろ」の読みを採用していた豊見城高校などと同様に変更しようという意見があったものの、結局は地域特有の地名の読み方を尊重する立場から敢えて変えなかった。

千葉県山武市も山武郡にちなむ市名だが、こちらも読みが変更された。もともとこの郡名は明治30年(1897)に山辺郡と武射郡が合併した際に合成したもので「歴史的に正当な読み」はなさそうだが、武射のムに合わせたということだろうか。ブよりムの方が音が柔らかいことも、最近のソフト志向を反映したものとさえ言えそうだ。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO. 676
2013 May



表紙写真
「陽春」

第27回写真コンクール入選
小川 龍明●高知会

地名散歩 今尾 恵介

03 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために一

第13回 土地家屋調査士業務におけるIT化のススメ

福井コンピュータ株式会社 事業推進部 松本 尚之

07 平成24年度 第2回全国会長会議

12 東日本大震災報告会 ～被災地からの発信～

16 第4回 不動産流通制度市場研究会

日本土地家屋調査士会連合会理事 佐原 法人

18 「宇宙インフラ利活用人材をどう育成するか」 国際セミナー参加レポート

20 ほっかいどう地図・境界シンポジウム2013

22 全国土地家屋調査士政治連盟 第13回定時大会を開催

24 土地家屋調査士名簿の登録関係

25 松岡直武名誉会長を偲んで

30 我が会の会員自慢 VOL.16

札幌会／埼玉会

33 会務日誌

35 人事異動 法務局・地方法務局

36 会長レポート

38 国民年金基金から

40 ネットワーク50 岩手会

41 公嘱協会情報 Vol.101

43 ちょうさし俳壇

44 お知らせ 土地家屋調査士2014年オリジナルカレンダー

45 編集後記

巻末付録 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局

電子証明書
知っておきたい！ ICカードのアレやコレ

事務所運営に必要な知識 —時代にあった資格者であるために—

第13回 土地家屋調査士業務におけるIT化のススメ

福井コンピュータ株式会社 事業推進部 松本 尚之

クラウド、ストレージ、スレートPC、アンドロイド、iOS、テザリング…、ここ1～2年で私が社内の技術者に説明を聞いた言葉です。コンピュータを生業としている会社にながらも、ITの進化についていくのは大変なのが正直なところでして、そもそも携帯電話すら持ちたくない私は尚更というところです。

このような私が、これらについて書くこと自体に大変恐縮していますが、全国17,000余名の先生方々の平均年齢とほぼ同じ年齢の私の目線で、土地家屋調査士業務にどう使えるかを絡めながら分かりやすく書くことに心がけ、少しでも興味を持っていただければと思います。また、この業界を生業とさせていただいているメカに在籍している者ではありますが、そのような立場は横において、ちょっとITをかじっている物好きの話として読んでいただければ幸いです。

これから注目すべきITって何？

一昔前の土地家屋調査士業務におけるIT機器といえば、パソコン(ソフト)・プロッター(自動製図機)・プリンター・デジタイザー・スキャナー・FAX・電話というところでしょうか。現在では、プロッター・デジタイザーは遺物となり、プリンター・スキャナー・FAXは複合機となってきています。また、オンライン申請の普及もあって、成果物のデジタル化もかなり進んできました。法務局も紙からデータでの原本管理に移行してきており、この業界においてデジタルデータを大前提とした体系作りの流れはさらに進むでしょう。

測量機器自体も、IT化が進んでいると言っても良いでしょう。角度を測るセオドライト・トランシットから、光波距離計の一体化、さらにプログラムの組み込みと合わせてトータルステーションと呼ばれ

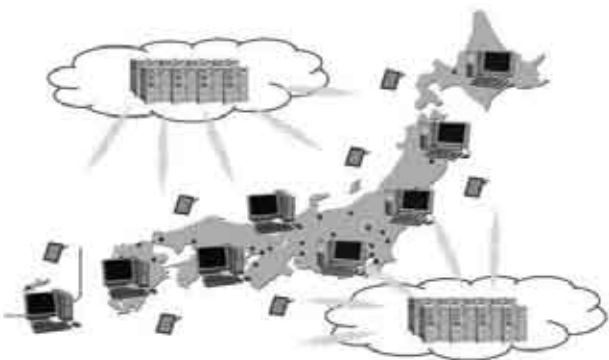
るようになり、最近ではモータドライブ制御や画像化へと進化してきています。さらに某測機メカからは、サービス向上を目的として、トータルステーションの使用情報がインターネットを通してサーバに集められるような取組みもあります。話は少しそれますが、カーナビのGPSデータを、インターネットを通して集約してマッピングすれば、緊急車両などがどこの道を通行することができるかが分かるような取組みもされているのは、皆さんも知るところだと思います。点の情報を集約し、それを線や面として見ることによって、新たなサービスが創造されるわけです。

もっとも、こういった大きな話になると組織として動かないことには推し進めることはできませんが、ほとんどの先生方々は個人事業者として考えると、こういった現状の中で、土地家屋調査士業務において最もIT化を進める余地があるのは、現地確認・調査・立会い・打合せ等の事務所外の作業部分ではないでしょうか。

クラウド、ストレージって何？

最近の大手ITベンダーや情報通信企業のテレビコマーシャルを見ていると、“クラウド”というキーワードが使われることが多くなってきたことにお気づきでしょうか？この“クラウド”、直訳すれば“Cloud=雲”ってことになります。言葉の定義がはっきりしているわけではありませんが、一言でいえばデータをインターネット上に保管・共有する、言い換えればインターネット上のデータ貸倉庫みたいなもので、その仕組み全体をいいます。“ストレージ”は、この例でいえばデータ貸倉庫そのものであって、インターネット上のデータ記憶装置ということになります。

利用目的としては、大きく2つ挙げられます。ま



ず1つ目はデータのバックアップです。パソコンが不慮の事故で壊れても、データはクラウドから復元することができます。あって欲しくない例をあげて大変恐縮ですが、過日の東日本大震災で例えれば、事務所全体が壊滅状態になってもデータは守れるということになります(ストレージが日本国内だけでなく、国外にあるサービスもあります)。ご自分のパソコンにしかデータがなかった場合、あるいはバックアップを取っていてもそのメディア自体が事務所にあった場合、あのような状況下ではデータ復元はまず無理と考えたほうが良いのは、誰もが理解できるところだと思います。BCP(事業継続計画)という点でも、クラウド利用を検討する価値は十分にあるでしょう。

2つ目はデータの共有です。クラウド上にデータを置いておけば、別の人(あるいは別の端末機器)からも閲覧することができます。もっと噛み砕いて言えば、携帯電話で撮影した写真をクラウド上に保管しておけば、別の人が閲覧する、共有することができますということです。個々の写真データを別の端末機器に転送することで共有もできますが、複数人への転送手間や転送のための通信料がかかることになります。写真だけでなく、例えば公図(写し)等のデータをクラウド上に保管することで、端末機器さえあればいつでもどこでも閲覧することができることになります。さらに、転送は言い換えればデータの複製を作ることになり、クラウドによって原本性の確保という使い方も考えることができます。

これらのクラウドのサービス提供企業は、国内外で数多くあります。メジャーなところではDropBox、Googleドライブ、SkyDrive、SugarSync

等々と様々ありますが、価格や機能、使い勝手とそれぞれ特徴がありますので、携帯電話をどれにしようか悩んで選ぶのと同じ感覚でしっかりと見極めて選ぶことをお勧めします。ストレージのサイズやサービス内容によって、無償のものから有償のものまで様々な形態でサービス提供されています。某社のサービスは5GBまでは無償であり、写真データでいえば約5,000枚を預けておくことができることになります。無駄なコスト負担を避ける上でも、いきなり大容量でコスト負担するよりも、まずは小容量で始め、その利用価値等を踏まえてコスト投資を考えるのが望ましいと思います。

利用価値の反面、ストレージとしての信頼性やセキュリティの強度という点では、十分な自己防衛が必要です。昨年6月頃、国内の某クラウドサービス提供企業が、メンテナンスのためのプログラムを走らせたところ、プログラムのミスでストレージ上の数千契約分のデータをバックアップデータもろとも消去してしまったという、あり得ないようなことが実際にありました。この件ではデータ復旧は不可能と告知され、サービス利用者は自分の責のないところで情報資産を一瞬にして失う結果となってしまいました。このクラウドサービス提供企業に関わらず、ほとんどの企業のサービス約款においては、バックアップはエンドユーザが行うものとされており、保証もないようです。先に利用目的の一つ目として挙げたバックアップとして利用という点では過度な期待は持たず、一時的・短期的・2重化等でのバックアップ先と考えたほうが良いのかもしれませんが。

セキュリティ面で見れば、クラウドを利用するプラス要素としては、端末機器にはデータを一切置かないことが前提にはなりますが、端末機器の紛失・盗難にあってもデータはクラウド上にあるので、直接的なデータ流出にならないということです。しかし、マイナス要素として気を付けるべき点として、クラウドサービスへのログインIDやパスワードの漏洩に十分に注意するのはもちろんのことですが、クラウドサービス提供企業の利用規約も確認が必要です。具体的な企業名はここでは書きませんが、サービス向上を目的としているとはいえ、クラウド上にアップされているデータをサービス提供企業が使用できるとしている企業もあります。個人情報を多く

扱う先生方々は、クラウド上にアップするデータの種類について、リスクも理解した上でより慎重に検討して利用する必要があると考えます。価値・コスト・リスクを天秤にかけて、利用することをお勧めします。

スレートPCって何？

IT機器も随分と進化してきました。ここ10年ほどで、パソコンはデスクトップ型からノート型が主流となり、軽量化も含めて可搬性が高くなったことで、パソコンの利用範囲が広がったことは言うまでもありません。

一方で携帯電話の進化は更にすさまじいものがあります。世に携帯電話が出始めた約30年前は、大きな弁当箱を肩から担ぐ大きさのものでしたが、今や片手にすっぽりと収まり、さらに通話機能以外にデジカメ、録画、録音、時計、電卓、スケジュール、ワンセグ、ブラウザ、メール、支払い、認証、辞書、GPS、電子方位…等々、いわゆるスマートフォンへと進化し、仕事にプライベートに片時も手放せないものになってきました。

“スレートPC”は、iPadやAndroidタブレットも含めたタブレットPCの一部であり、これらとノートパソコンとの中間的なもので、“ノートパソコンのキーボードがないもの”というのが一番分かりやすいでしょう。

キーボードやマウスの代わりに操作はマルチタッチ(指やペンなどで画面に触れて操作する)になります。普及が進んでいるiPadやAndroidタブレットもマルチタッチですが、大きな違いとして“スレー

トPC”はMicrosoft社が提唱したことからも、当然のことながらWindows対応ソフトがそのまま利用可能である点が特徴になります。

昨年10月にリリースされたWindows8からは、マルチタッチの操作性も格段に向上し、それに呼応して各パソコンメーカーからマルチタッチのものが数多く発表されています。性能スペックは標準的なノートパソコンと遜色なく、価格も安く、軽くて可搬性もより高く、バッテリーも8～9時間はもつものがほとんどです。屋外での常時使用にはちょっと物足りないところ(防水・防滴・防塵・耐衝撃・画面輝度等)もありますが、注意して使用すれば十分使える範囲でしょう。いよいよWindowsソフトもマルチタッチがデフォルトになっていく岐路に立っている、というところでしょうか。

ただし、キーボードがないだけに携帯性は良いですが、文章を書く、図面を編集する等々の細かな入力・編集には不向きです。1台でノートパソコンとしてもタブレットとしても使えるハイブリッドタイプの製品も数多く登場していますので、使用目的を考えてどちらを選択するか考えたほうが良いでしょう。

これらで何ができる？

さて、これらのクラウドや端末機器によって、土地家屋調査士業務においてIT化を進める余地はあるのでしょうか。答えは、“あり”と思っています。例えばですが、お客さまの所に出向き、立会日の日程調整においてご自分の空き時間があるかどうかどのように確認されていますでしょうか？(紙の)手帳とかを使っている方がほとんどだと思いますが、ご自分のスケジュールデータがインターネット上にあれば、いつでもどこでも確認ができ、変更でさえその場でできてしまいます。例えば補助者の方と共有すれば、スケジュールデータの一元化にもなり、ブッキングすることもなくなるわけです。

立会いの記録としても、先に書いたように最近のスマホはカメラや録音機能がありますので、立会者を撮影しておけば、確実な本人確認の証拠にもなります。また、クラウドに写真データを溜めておけば、いつでもどこでも、(アクセス権次第で)別の方でも、あるいは別の端末機器でも閲覧することができるのです。



スレートPC

立会いの図面資料なども同じようなことがいえます。大概是、紙に印刷したものを小脇に抱えて立会等をされるとと思いますが、図面を画像データやPDFにしてクラウドにおいておけば、立会現場において端末機器上で見る事ができるのです。あるいは出先においてもいつでも見ることができるのです。お客様先で、その場で登記情報を取得して…、なんてことも。

現場で基準点を探すときにも使えます。公共座標(経緯度)を端末機器のデジタルマップにプロットさせれば、現場でも探しやすいでしょう。点の記をスキャンしてクラウド上に置き、現場で点の記を確認することによっても捜しやすくなりますね。

法律関係も含めた専門書のデジタル書籍が増えれば、いつでもどこでも持ち歩くことになり、なによりキーワード検索もできるようになり目的の文章を見つけやすくなります。会から配布された研修資料・理事会資料・通達・通知等もペーパーレスで、研修や会議も端末機器一つで参加したりもできます。

外出先において、司法書士や銀行から“あのデータを送っていただけませんか？”ということも、クラウドにデータがあれば、その場で転送するだけで済ませることもできます。年々通話(通信)エリアも広がってきていますので、近い将来、エリアの問題も

なくなってくるでしょうし、電子署名技術が一般化されていけば、その場で外部端末上で署名(電子署名)いただける、なんてことができる日がくるのかもしれませんが、法整備が必要になることだとは思いますが、ICカードのようなものではなく、生体認証においての本人確認・電子署名ができれば、オンライン申請も変わっていくかもしれませんね。

クラウドを使わなくても、事務所にて端末機器に直接データを入れておけば済むのではないかと、いう声も聞こえてきそうですが、仮にですがデータが入った端末機器をどこかに置き忘れた、あるいは紛失した場合、これは個人情報の流出に繋がります。データをクラウドにおいておけば、流出にはなりません(IDやPWの管理は前提です)。突然のハードディスクのクラッシュでもデータを守ることができます。

最後に

ノートパソコンを持って歩くことが当たり前になってきてはいますが、いつでも・どこでも・すぐに、という点では今一つといったところではないでしょうか。また、そのノートパソコンが壊れた、あるいは紛失したとなると、データ復旧や個人情報流出の問題が出てくるのは書いてきたとおりです。

今後は、タブレットPC等の端末機器の携帯性・高機能化が進み、クラウドにデータを置いておくことが当たり前のような時代になっていくでしょう。

お客様の前で、端末機器を取り出し説明する、サッと情報を取り寄せる、データは安全なところにおいてあるんですよ、なんて説明する先生って感じになっていくのではないのでしょうか。くだいですが、扱うデータのセキュリティ度を考えて、“いつでも、どこでも、すぐに”で業務の効率化を考えましょう。



クラウド利用イメージ



平成24年度 第2回全国会長会議

平成25年3月7日(木)午後1時から8日(金)正午まで、土地家屋調査士会館3階会議室において、平成24年度第2回全国会長会議が開催されました。会議冒頭、本年1月に急逝された松岡直武名誉会長のご冥福をお祈りし黙祷が捧げられました。会議は林副会長による開会の辞に続き、竹内八十二連合会会長から、「未登記建物解消問題、土地家屋調査士法第3条業務の更なる開拓、業務情報公開システムの構築、また、今年度は新しいものに向かって具体的に行動していく。未来に向かっての基盤作りの年であり、新しい我々の未来像を構築していく大事な年である。」との挨拶がありました。引き続き、大阪会の松本充弘会長が座長に選出され、挨拶の後、議事となりました。

まずは、各担当副会長からの連合会報告があり質疑となりました。



連合会 竹内会長



座長(大阪会・松本会長)



(1) 大規模災害発生又は発生の恐れがある場合、災害・危機管理対策に係る基準を定めた日本土地家屋調査士会連合会、災害・危機管理対策マニュアルを策定した。そして、平時から災害に備え、施設・設備・システム等を点検し、事前にリスクの除去・圧縮・予防・回避に努めるとともに、バックアップシステム等の整備・充実・維持管理を積極的に推進する。また、日ごろから地域及び行政と連携し、地域の安全、社会の安寧維持に寄与する、を基本理念に作成された旨報告がありました。

(2) 土地家屋調査士が保有する業務情報公開システムの構築について、具体的には「説明と権利図」、「寄り添い業務」、「業務情報の公開」の運動を展開し、次世代の収益事業を構築し、会員の収入増と職業意識向上に繋がる資格像を創り、同時に連合会

費、単位会費の値下げを可能とする事業を興すため、情報サービス産業を活用する。そして、土地家屋調査士をコンサルタントへと発展させていくとの報告がありました。質問として、具体的にどのように進めていくのか。専門部を設置し進めていく必要があり、今後の進め方を教えてもらいたいとの声があがっていた。

(3) 外国人住民に係る土地家屋調査士の登録に関する規定の変更(平成24年7月9日施行)を行った件について、弁護士会では外国人による会員の入会手続の際には保証人を2名以上求めている。入会者の保証人設置について検討していただきたい旨意見が出されていた。

(4) 官公署の未登記建物の解消については、国又は地方自治体の所有する未登記建物の調査について、現在の実体を正確に把握

し、改善へ向けて検討をするために実態調査を各単位会を通じて実施することである。国民目線で考える必要があり、国会議事堂も登記が必要ではないのかとの意見があった。

- (5) 役員の守秘義務規定を新設した(平成24年7月9日施行)。土地家屋調査士会の自律機能確立の指導・支援として、会員の業務執行に関する苦情等については、各土地家屋調査士会において公正な立場で適切な対応がとられるようその都度、連絡などを行ってきた。そして、土地家屋調査士法第42条及び同第43条に基づく懲戒処分に関する資料(過去4年分：平成20年4月1日～平成24年3月31日)を収集し取りまとめ、「土地家屋調査士懲戒処分事例集」を作成中である。懲戒処分の情報公開については、平成25年度内に連合会ホームページに公開する予定で計画を策定しているとのことである。また、「土地家屋調査士の懲戒処分における土地家屋調査士法施行規則第40条第2項に規定される法務局から土地家屋調査士会への調査の委嘱の必須化及びこれに伴う連合会及び土地家屋調査士会の対応」として、「土地家屋調査士の懲戒処分について(案)」(民事第二課から示された概要)の説明がなされた。この(案)を巡り、そもそも何を目的にするべきなのか。根本的な問題を議論すべきであり、自治権について、土地家屋調査士のあるべきすがたを、制度を作っていくべきだとの声があがった。

(6) 土地家屋調査士法施行規則第39条の2に規定される土地家屋調査士法違反調査に関し、表示に関する登記の申請手続が適正に行われるよう、同調査に関する情報収集に努めた。ただ、各単位会において調査を実施しているが、法務局からその結果報告を受けていないとの声があった。また、登記窓口において、『調査士法に触れることはダメですよ』とポスターを掲示するなどして、もっと警告し、毅然とした態度が必要だとの声があった。

(7) 報酬の低廉化が始まったのは、価格競争入札制度が導入されてからである。全国展開する土地家屋調査士法人及び公嘱協会の入札については、会長見解ないし何らかの規則が必要と考える。また、低価格応札防止策の対応の一つとして、日調連地図対策室で不動産登記法第14条地図作成作業の積算歩掛の作り込みをした。全国の会員が健全な事務所環境を保ち、成果品の品質確保のために活用できるようにしたい。また、この3月にコンプライアンス・プログラム改訂版を発刊し、経営改善と不当廉売への対応を図る。

(8) 土地家屋調査士法第16条第1項による「引き続き2年以上業務を行わないとき」(いわゆる「退会してから2年以上が経過」)に該当する者がここ数年増加しており、そのほとんどが再入会の手続をとらず登録を取り消されている。この登録を残したまま退会する会員が多い背景には、「退会」と「業務廃止(登録の取消し)」の違いについて、会

員の理解が必ずしも十分とはいえないことが影響していると考えられる。「退会」と「業務廃止」が異なるものであることを明瞭にして会員の理解を深め、登録の適正化を図る。

(9) 使用人調査士について、会長見解があるが規則化が必要と考えている。会長指示のもと、使用人土地家屋調査士に関する規則(案)の作成について協議中である。

(10) 第8回及び第9回土地家屋調査士特別研修の運営等について、基礎研修でのeラーニングの利用については法務省の賛同を得られていない現状にある。ADR認定土地家屋調査士に限らず、土地家屋調査士全体の将来を議論、構想し、提案していく必要があるが、新人会員に特別研修を義務化するには、既存会員が全てADR認定土地家屋調査士に移行していなければ法的不平等が発生する。新人研修と特別研修との連動については検討をしており、課題の洗い出しを行っている。実施時期について、「どの時期でも支障のない時期はない、むしろ同じ時期で実施していくことで予定をマネジメントしてもらうほうがよい」という結論に至った。また、ADR認定土地家屋調査士の実務や報酬について、兵庫会ADRセンターでの事例の一部提供を受けた。今後さらに具体的な事例、情報を収集し、受託モデル要領やADR認定土地家屋調査士のための研修モデルの策定を目指すこととしている。ADRセンターが「研修を行い、

境界紛争にも備えている」ことを広報していきたいと考える。また、ADRセンターにおいても、法務局の窓口相談や社会福祉協議会などの相談会にも積極的に取り組んでいただきたい。続いて、第70回定時総会提出議案について話し合われました。

平成25年度事業方針大綱(案)について

平成24年度に掲げた事業方針大綱を具現化すること、行動を起こすことに力点を置いていく。専管業務である土地家屋調査士法第3条業務の拡充を図るとともに、土地家屋調査士の知見と経験を生かすことのできる新たな業務領域の創成が求められている。

次に、平成24年度の事業経過報告及び平成25年度の各部事業計画(案)について

制度対策本部

- ①土地家屋調査士が保有する業務情報公開システムの構築、専門性を生かした代理業務の制度化等による業務領域の拡大を目指すこととする。
- ②一般社団法人 日本経済団体連合会とも情報交換を深めながらWTO、EPAにおけるTPPの位置付けについて等の説明を受け、今後の見通しと動向、さらにTPPが日本の専門資格者に対してどのような影響があるのか等につき情報収集に努める。
- ③東日本大震災の被災地の早期復興に向けた諸施策への対応として、大規模災害復興支援対策本部が、平成25年3月31日でそ

の効力が失われるところ、引き続き、平成27年3月31日までの時限的措置をもって組織を挙げて被災者の生活の安定及び復興のため諸施策を講じる。

- ④国際測量者連盟(FIG)大会、「FIG Working Week 2012(イタリア、ローマ)」(開催期間：平成24年5月6日～同11日)、第7分科会の中に東日本大震災復興の特別セッション(5月7日)が設けられ、当日研究発表を行った(参加95の国と地域、約1,400人)。
- ⑤国際地籍学会の主催による第8回国際地籍シンポジウムを札幌会の協力の下、平成24年10月19日札幌グランドホテルにおいて、海外からの参加者及び一般参加者を含む約350人の参加を得て開催した。

総務部

連合会における電子データは連合会事務所内のサーバー等に格納しているが、重要な電子データについては、セキュリティ対策が施されている外部機関の保管サービスを利用し始めた。特定認証局の運営に関する事項として、平成25年1月末日現在、累計22,028枚(内、有効な土地家屋調査士電子証明書12,646枚)の土地家屋調査士電子証明書の発行を行った。

財務部

- ①土地家屋調査士会「専門事業者賠償責任保険」の加入を継続するとともに、例年と同額の支出内で、新たに名誉棄損も補償するための施設賠償保険新規契約を締結した。

- ②土地家屋調査士賠償責任保険への全会員加入への促進を図る。
- ③団体定期保険は、平成25年1月1日における加入率は10.2%となり、ここ数年の危機的な状況を打開する兆候も見えないこと等から、同保険の需要が薄れ、役割を終える時期がきたものと考え、団体定期保険を廃止する方向で手続を進める結論に至った。
- ④土地家屋調査士国民年金基金への加入は、平成25年1月21日現在の加入者数は2,528名である。

業務部

- ①土地家屋調査士会ADRとの連携の取り組みとして、筆界特定位置に境界標識を設置することを可能とするため、日調連ADRセンターと協議を進め、境界標設置への移行を含む連絡票等の案を作成した。
- ②境界確定訴訟との連携強化のため、筆界特定後の境界確定訴訟事例を含めた調査を行うこととし、そのための報告事例の収集方法、要請等の検討と各会、関係省庁への依頼のための作業を行っている。
- ③筆界特定の研修要領作成のため、収集する資料、方法を決定し、資料収集は、平成25年度実施する。
- ④筆界特定書及び各法務局が作成している申請手続受付・進捗状況表を全国の土地家屋調査士会を対象に実施することを決定した。
- ⑤認定登記基準点公開システムサーバーの管理上の改善のため

改善点を確認した。また、事務局での管理体制の向上のため、管理手順、管理作業等の手引きを作成した。なお、今後の改善点に対応したデータ送付表、作業マニュアルを新たに検討している。

- ⑥不動産登記法第14条地図作成事業図根点認定登記基準点化として、位置付手法と地殻変動に伴う維持管理について検討・協議を行っている。
- ⑦国土調査法第19条第5項における認定登記基準点の利用について、認定登記基準点の法務局備付け報告手続改善のフロー案を作成。
- ⑧「調査・測量実施要領」の改定について、「調査・測量実施要領(改訂版)」の修正及び確認を行い、執務規程としての案を検討し、取りまとめた。
- ⑨不動産登記規則第93条調査報告書の改定について、法務省民事局民事第二課と協議を進めている。

研 修 部

- ①近年、補助者経験や実務経験がない有資格者が増加しており、「実務トレーニング」の導入について検討を行っている。
- ②eラーニングの拡充と運用(ウェブシステムを活用した研修)として、今年度は、民法(物権法)と土地家屋調査士法のコンテンツを制作している。また、各ブロック協議会へ向けて協力依頼を行い、eラーニング収録ソフト「MCG」や制作ガイドCD等のツールを提供した。
- ③研修に関する基礎資料の充実と

提供に取り組んでいる。また、「研修ライブラリ」の改修を検討している。

広 報 部

- ①7月31日の土地家屋調査士の日に全国一斉不動産表示登記無料相談会を検討。また、フリーダイヤルによる無料相談の実施も検討。
- ②各会のオリジナル企画グッズ、ツールの情報収集を行う。
- ③日本記念日協会に、「土地家屋調査士の日」の記念日登録をした。
- ④海拔表示板設置事業として、平成24年度においては、静岡県藤枝市と山口県周南市をモデル地域に指定し、静岡会及び山口会の協力の下、海拔表示板の設置を行った。(静岡県藤枝市58か所 山口県周南市30か所)
- ⑤土地家屋調査士試験受験者拡大に向けての啓発活動として、啓発ポスター「めざせ!土地家屋調査士!!」を作成し、各土地家屋調査士会を始め大学・専門学校など関係各所に同様のチラシとともに配付予定である。
- ⑥寄附講座・出前講座・講演会・インターンシップ制度の推進及び支援を行う。

社会事業部

- ①現在実施されている登記所備付地図作成作業改・新8か年計画が4年目を迎えたことに伴い新10か年計画の策定に関する情報収集と作業年次の検討を行う。
- ②土地家屋調査士会におけるADRセンターの設立、土地家屋調査士法上の「指定」、ADR

法上の「認証」等手続状況に応じた支援、連絡、情報提供、対応、検討を行っている。

- ③法テラスホームページ内に、連合会ホームページの「ADR境界問題相談センター」へのリンクを貼っていただいた。また、法テラスコールセンターへの電話相談の段階で土地家屋調査士会ADRを活用いただけるよう協議を行っている。
- ④認定登記基準点を用いた測量成果を国土調査法第19条第5項指定の対象とすることについて、国土交通省土地・建設産業局地籍整備課と協議を重ねている。
- ⑤土地家屋調査士会が取り組む防災協力等、社会貢献への取組みとして、各土地家屋調査士等が地方自治体等と締結している災害時における協定についての情報を収集し、情報のフィードバックを行った。

研 究 所

調査(筆界、鑑定理論)、測量(準天頂衛星を利用した取組み、作業規程の取組み)、法律(筆界の判断、民法の、紛争の判断基準、制度の研究)、東日本(震災に関する研究、移動した境界をどのようにしていくのか)を目的に取組みを行ってきた。

- ①土地家屋調査士の日常業務により作成される成果を、国の補助事業である国土調査法第19条第5項指定の地図作成事業に結びつけることを目的に、申請マニュアルの作成を主眼に研究を行った。
- ②土地家屋調査士の日常(土地家

屋調査士法第3条)業務により作成される成果品及び収集した資料の公開を行うこと、業務情報公開システムの構築を目指すシステム(制度の在り方、権利の明確化)を研究してきた。また、別の側面では、個人情報保護の観点からの研究も進めてきた。さらに、平成25年2月から、「土地家屋調査士が保有する業務情報公開システムの構築に関する説明会」を開催し、各ブロック協議会へ出向し、システム構築の有用性、システム構築に関するスケジュール、システムの試験的稼働についての説明を行ってきた。

③「土地家屋調査士の業務の分析」、「社会情勢の変化と業務内容の変化」等について研究を進めてきた。

④平成24年度においても「地籍問題研究会」と連携を図る事項として位置付け、「筆界の地域の慣習」、「地籍の国際標準化」について、研究発表を行うとともに、全国の関連団体との研究に関する連携を図る活動を行ってきた。

⑤FIG(国際測量者連盟)が提唱し、ISO/TC211において策定が進められた土地管理領域モデル(LADM)が、平成24年11月1日にISO承認されたことを受け、情報収集を行ってきた。JIS化に関する調査研究及び世界の地籍制度の国際比較を行うことによる次世代の地籍制度の一環を成す不動産表示登記制度のあるべき姿を確認すること。さらに、現在社会問題となっているTPPに絡み資格者相互認証制度、資格制度の見直し等の可能性を探るとともに、日本における表示登記制度・土地家屋調査士制度の制度的意義を明らかにするための研究を引き続き行う。

⑥今般の「東日本大震災」の地殻変動の処理方法等を踏まえ、土地、あるいは地籍の管理データがいかに重要であるかを研究発表などの機を捉えて訴えてきた。

土地家屋調査士特別研修運営委員会

平成23年度に実施した「第7回土地家屋調査士特別研修」の結果を踏まえ、平成24年10月1日に

290名が土地家屋調査士法第3条第2項第2号の認定を受け、合計の同認定者数は5,160名となった。全会員17,328名に対し、累計の受講率は42.1%、累計のADR認定土地家屋調査士の割合は29.8%である。「第8回土地家屋調査士特別研修」は、平成25年1月8日に法務大臣から土地家屋調査士法第3条第2項第1号の研修指定を受け、全区分合計287名の受講者を対象。

最後に、道路内民有地の問題、所有者不明・相続人不明地主対策として、立会いの出頭義務化が求められないか。土地境界立会隣接者への請求権の確立、立会いの受忍義務化を連合会と法務省とで決めていけるような取組みを検討していただきたいとの声があった。

12時5分、岡田潤一郎副会長の閉会の辞にて終了。

東日本大震災報告会 ～被災地からの発信～

先月号では、第1部として各会会員さんからの被災体験をご報告いただきましたが、今月号でも、引き続き、震災直後から各会がどのように対応されたのか、3会からの代表者のご報告をご紹介します。

併せて、第2部の土地家屋調査士と震災業務、第3部の山野目先生の講演の模様を紹介して、東日本大震災報告会、被災地からの発信の報告を終えたいと思います。

第1部 被災体験を聞く(各会の対応)

○宮城県土地家屋調査士会 三浦幸治副会長の報告

宮城県土地家屋調査士会の三浦幸治副会長からは、震災直後の不自由な状況のなか、会として行った対応についての報告がありました。3月13日には災害対



宮城県土地家屋調査士会
三浦幸治副会長

策本部を設置され、全国から寄せられた支援物資を被災地に配る作業に取り掛かかれたそうで、現地に赴くことにより被災状況の把握や安否の確認に繋がったとの説明がありました。宮城会は、震災発生直後、ほぼ1週間で全会員の無事が確認されたのですが、補助者の方1名が犠牲となられたという悲しい報告もされました。今回の震災の規模は、それまでの常識を超えるものであり、災害時のマニュアルなども、想定外のことが起こりうると考慮し作成しなければならないと、体験に基づく貴重な意見を聞くこともできました。

○岩手県土地家屋調査士会 小山正参与の報告

岩手は四国の8割に及ぶ面積を有する広い県です。情報収集も困難をきわめるなか、3月17日、盛岡の土地家屋調査士会館に日本土地家屋調査士会連合会を通じて、全国からの支援物資が届きました。



岩手県土地家屋調査士会
小山正参与

それらを県下各地に配る作業を続ける一方、菅原岩手会会長の指示により、岩手会のHPに会員の安否情報を掲載し、情報提供に努めました。3月の終わりには、1名の行方不明の方を除く、会員の無事

を確認することができました。年度を超えると総会のシーズンを迎えました。開催も危ぶまれるなか、定時総会は、福島会、宮城会と同様に開催する決断をすることになりましたが、宮古支部のように、ショッピングセンターの一画を利用した青空総会を開催された支部もあったそうで、そのご苦労が忍ばれました。終わりに、小山会員は、この度の災害は、自然の非情さとともに、人のやさしさ、あたたかさ、おもしろさを山と積まれた救援物資をみて、感じられたそうです。そして、今後も息の長い支援をお願いしますと、報告を締めくくられました。

○福島県土地家屋調査士会 鈴木敦財務部長の報告

震災の発生後は、福島会も岩手、宮城両会と同じように、役員、職員一丸となり、会員の安否確認に努められましたが、状況が大きく違うのは、福島原発の事故が及ぼす影響でした。



福島県土地家屋調査士会
鈴木敦財務部長

線量の問題から会館の機能移転まで検討されたようですが、現状のまま様子をみるということになったそうです。そして、そのような状況不安のなか、日本土地家屋調査士会連合会の災害対策本部と連絡をとりながら会員安否の情報収集や支援物資の各地への運搬など、被災された会員の状況把握に努められました。様々な支援物資のなかでも、「一番ありがたかったのは、ガソリンであり、あのこうばしい匂いはいまでも忘れることができない。」と、鈴木敦会員は当時の様子を話されました。また、被害状況を把握するために、会員さんから報告書を提出してもらい、支援金などの拠出の資料とされたようです。東日本大震災避難・罹災状況報告書には、被害状況報告者数、県内県外避難者の人数、建物の倒壊状況などがまとめられ、それらを基にした災害義援金の使途についても併せて説明が行われました。

第2部 土地家屋調査士と震災業務

第2部は土地家屋調査士と震災業務というテーマで現状報告がされました。

○宮城県土地家屋調査士会 高橋一秀研修部理事の報告

高橋会員は、法務局関連の震災復興事業を中心に取り組まれた内容を報告されました。最初に、震災後、沿岸部の被災地を中心に新たに設置された「復旧・復興補助基準点」の映像による解説があり、これらを利用して各自治体の復興事業などが進められていくということでした。続いて、土地についての復興関連事業の説明が行われました。震災により移動した土地は、平行移動であればパラメーター変換による対応で許容誤差の範囲内に収まることも考えられるけれど、そこが不規則な移動をしていた場合には、現地と法務局備え付けの不動産登記法第14条第1項地図と不整合が生じることになり、地図の修正が必要となってきます。その前提として、土地の境界等の被災状況実態調査が実施されました。調査の規模は、宮城県内、500ブロックの500地点。調査方法は、任意の3点を観測し、その成果と元の数値を対照し、点間距離、面積が許容誤差の範囲内かどうかを判定し、法務局に報告したとのことでした。それらを基にして、土地の境界が不規則に移動したと評価できる地域においては、地図の修正作業に着手することになりました。地図修正作業の手法のうち、街区単位修正作業とは、一定の街区単位(0.03 km²程度)内の任意の街区点(1街区あたり4点程度)及び検証点(1街区あたり5、6点程度)を観測し、その移動量に応じて街区単位内の座標値を補正する作業であり、これらの試みによっても誤差が解消されない場合には、一筆ごとの土地の境界復元作業を実施したとの解説がありました。これらの作業を実施している仙台空港近くの地域を見学しましたが、2.8 km²にも及ぶ広さには驚きました。

この度の震災は建物にも大きな被害をもたらしました。法務局では、震災による倒壊、流失等の建物の取り扱いとして、被災された方の登記申請の負担軽減を図るとともに、被災地の速やかな復興のため、登記官の職権による滅失登記を実施しました。土地家屋調査士会も100名以上の会員さんが協力して建物の滅失調査作業にあたったそうです。まず、容易に建物が存在していないことがわかる地域と倒壊流

失したものと被災後も建物が点在している地域に大別し、作業に取り組まれたとのことでした。1階は被災していても、2階部分は利用されている住宅や、屋根と鉄骨だけになった建物などの写真が紹介され、手を施せば建物として利用可能となる状態のものは滅失の対象としなかったなどの話を聞き、中には判断に迷うものもあったのではないかと感じました。第1次は、平成23年7月から12月の期間に仙台市を含む県南地域の約15,000棟を、そして平成24年3月から12月にかけて県の北部と沿岸地域の約38,000棟にも及ぶ調査が実施されました。

○福島県土地家屋調査士会 橋本豊彦副会長の報告

福島は原発の事故が大きく影響し、岩手、宮城とは事情が異なります。それらの現状を取り巻く説明の後、震災業務に関する報告が行われました。

避難区域の見直しに伴い、賠償基準の提示が東京電力からあったそうです。これは、個人が所有する建物の修復費用等に係る先行支払ですが、対象となる建物は、事故発生当時に避難指示区域に存在し、登記されていることが条件であり、未登記物件は対象となりませんでした。そのため、避難者から、未登記建物を登記する照会や相談が法務局や福島会、土地家屋調査士へ相次ぎましたが、なかには、健康面の不安から受託を見合わせたいという声もあり、会にも動揺が走ったそうです。

そのような状況のなか、福島会では、避難者支援のため、立入禁止区域の自治体に、土地家屋調査士単独での立ち入りが可能かどうか、建物の所有者と同伴しての立ち入り可能かどうかなどを照会したとのことでした。結果は、公益目的としての一時立ち入りが可能となりました。また、会員さんへも意識調査を実施し、21% (60名)の会員さんが立ち入ることが可能(条件付き)だと回答しておられました。

立ち入らなければ著しく利益が損なわれると見込まれる者が、自らの責任において警戒区域に立ち入るという要件として、次の4行為目が挙げられていました。

- ア、住民基本台帳等、それがなければ避難住民に対する公共サービスの遂行が著しく困難になる資料等を持ち出すために立ち入る場合
- イ、病院のカルテ等、それがなければ避難住民の健康の維持が著しく困難になる資料等を持ち出すために立ち入る場合

う、事業の継続や雇用の維持のために必要な重要物品等を持ち出すために立ち入る場合

エ、その他市町村長が公益上特に必要と認めるもの
法務局富岡出張所の登記簿の持ち出しは、アの項目により行われ、土地家屋調査士の立ち入りはエの項目が該当しました。立ち入りに際しては、市町村からの許可があると検問所を通り、そして、立ち入ります。所用を終えたと再び検問所をとおり、スクリーニングを終え区域外に出ます。その後、市町村に実施報告をするとのことでした。

また、車両の通行許可証や被ばく量を計測する線量計などの携帯する物品、食べ物、生き物、スクリーニングの結果、1万3千cpmを超えたものなど、持ち出すことのできないものの説明がありました。

報告の最後にスクリーンに映し出された映像は、現在、放送中のNHK大河ドラマ「八重の桜」のポスターでした。「福島復興は会津から」、最後に言われた橋本会員の言葉と、凜とした綾瀬はるかさんの立ち姿が、とても印象的でした。



第3部 東日本大震災と土地家屋調査士

第3部は早稲田大学大学院法務研究科教授山野目章夫先生の講演でした。

冒頭、東北ご出身の山野目先生は、全国各地から仙台に集まった会員さんにむけてその感謝とお礼を述べられました。そして、被災地の想像を超える体験談や業務の様子が報告された、第1部、第2部を受けて、山野目先生ご自身が体験された、あの日(3月11日)の体験から講演は始まりました。



早稲田大学大学院法務研究科教授
山野目章夫教授

○3月11日の東京

その日、先生は大学の研究室でデスクワークをされていました。被災地の方々にとって、3月11日の夜が苦難と辛苦の夜であったように、東京もまた試験の夜であったことを次のように話されました。

公共交通機関は殆ど止まり、徒歩で帰宅するか、研究室に泊まるかの判断を求められるなか、大学から自宅まで、歩くと4、5時間かかるため、揺れがおさまると直ぐに、ご自身が心のなかに用意されていた危機対処要領にしたがい研究室に泊まることを決断されたそうです。

先生は、震災の半年くらい前に、勤務先から自宅までの間を、区間を小分けにして、歩かれたそうです。その体験から、完歩による帰宅は、健康な成人男性が体調も良く、天候に恵まれ、沿道の治安の状況に留意しながら日没前に自宅に到着できる時刻に災害が発生した場合に限られ、午後3時前に起こったこの度の震災はこの条件に合わないため、徒歩による帰宅を選択しなかったと、その理由を話されました。

歩くということは、どうしても「下を向いて歩こう」とばかりに、下に目移ります。所々に、都市再生街区調査の基準点がみられるものの、東京郊外の地籍調査や登記所備付地図の未整備の状況を目の当たりにして、防災上の面から、また、復興の面から筆界の復元にも困難が生じるのではないかと、地図整備の必要性を話されました。

○被災地の建物を考える

平時であれば、所有権の登記名義人からの申請に基づき滅失登記が処理されますが、先の報告にもあったように、この度の被害建物の取り扱いは、土地家屋調査士が建物の倒壊流失等の調査を実施し、その報告を受けた登記官が滅失登記を行うという職権による登記処理が行われました。建物滅失の要件である外気分断性、土地定着性、用途性のどれかが失われ、建物として存続しないという考え方だけでなく、現在の建築技術は建物としての性質を失ったと見受けられる状態であっても、手を加えることにより使用可能となるケースも少なくなく、それらを考慮しながら建物の滅失とは何なのかを、今後、考えていく必要があると述べられました。続いて、被災したマンションについて話されました。

東日本大震災では、多くの沿岸部の建物が倒壊流

失しました。そのことは、区分所有建物の再建や建て替えの問題をクローズアップさせないほど大きな被害状況でした。

そこに今回の震災の深刻な側面があるとの見解を示されました。しかし、都市機能を有する仙台市では、マンションの復旧、再建、建て替えを考えるうえで現実的な問題を抱える事例があったそうです。また、1995年に起こった阪神・淡路大震災は、多くのマンションが被害を受けましたが、被災後、いち早く被災地に駆けつけ、獅子奮迅の活躍をされた故松岡直武前日調連会長と区分建物の再生に向けて、喧々譁々の議論をされた当時のことを話されました。再建に向けての法制、税制の整備要望のあった神戸の震災と東日本大震災の違いは、マンションの取り壊しが円滑に進むための法整備を望む声が出ているという点であり、大規模な災害により重大な被害を受けた区分所有建物について、区分所有者の多数決により建物を取り壊すことが決議できるという、2012年11月5日に法制審議会で決定された「被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の見直しに関する中間とりまとめ」を解説され、法制化にむけての動きを紹介されました。

○被災地の土地を考える

土地については、「土地であることそのもの」と「土地の境界」という2つの側面から話をされました。震災による地殻変動のため水没し、土地が滅失してしまったのではないかと疑うケースでは、海水に覆われた状態が一時的であれば、所有権の対象である土地としての性格を失うものではないという昭和36年の先例を紹介されました。

理論的には先例の解釈通りですが、一時的であるかどうかという状態は、現地に出た土地家屋調査士が個々に判断していかなければならないという重要な点を指摘されました。第2部で高橋会員が報告された中に、海中に立っている建物の映像がありましたが、これなど、判断する人を深く考えさせるケースではないかと思いました。

「土地の境界」については、地震による地殻変動に伴い広範囲にわたって地表面が水平移動した場合には、土地の筆界を相対的に移動したものと取り扱う、という平成7年3月29日の先例がありますが、この度の地殻変動の複雑さは、単純にこの文面どおりには対処できず、解決には、土地家屋調査士が、一件

ごとに立ち会い、そして話し合いながら取り組んでいくしかないという大切な点を示されました。

○被災地のこどもたちを考える

最後に、被災された方々のなかでも、もっとも弱い立場であるこどもたちのことに触れられました。親権者である両親を失った子どもたちは、叔父、叔母といった親族から家庭裁判所に未成年後見人の申し立てを申請されますが、全て、善意の解釈で物事が進むとは言えないため、親族だけでなく、成年後見制度に関わってきた司法書士の積極的関与の必要性を話されました。

また、婚姻届を出す直前のカップルが被災した話をされました。男性が亡くなり、残された女性は子どもを宿しており、その後出産しましたが、生まれた子どもは民法上嫡出でない子となったそうです。このような状況で生まれてくる子どもたちを嫡出子として認められない現行制度の在り方について、このたびの震災からみえてきた問題点のひとつとして指摘されました。

おわりに、亡くなられた方に対する思いと、一生懸命生きていくことの大切さを感じることでできる一日でしたと感想を述べられ、講演をしめくられました。

閉会の辞

東北ブロック協議会会長の菅原唯夫岩手会会長が参加されたすべての会員さんに、全国の土地家屋調査士の絆の強さを感じたことへの感動



菅原唯夫岩手会会長

と、東北の震災を語り続けてほしいという思いを告げられ閉会となりました。

日本土地家屋調査士会連合会 広報部 戸倉茂雄

第4回 不動産流通制度市場研究会

震災から2年 住宅・不動産の流通・市場・制度への影響

主催 明海大学不動産学部 不動産流通制度市場研究会

日本土地家屋調査士会連合会理事 佐原 法人

平成25年3月7日、明海大学にて、東日本大震災から2年が経過し、不動産・住宅の制度・市場・流通にどのような影響があり、どのような課題が浮き彫りになり、そして浮彫になった課題に対して産官学がどのような取組みをし、問題解決をすべきか議論されたことを報告させていただきますが、紙面の都合上、報告者が土地家屋調査士と関係が深いと感じた発表及び日本土地家屋調査士会連合会から出向した報告者の発表報告とさせていただきます。



不動産流通制度市場研究会
前川俊一会長



司会者 藤原徹准教授

1、震災から2年を迎えて

不動産市場、不動産業に与えた影響

国土交通省土地・建設産業局不動産課
課長 野村正史氏

東北地方の震災前から震災後約2年後までの、不動産市場、不動産業に与えた影響として、主に震災直後の不動産取引件数、不動産地価、新設住宅着工戸数の推移及び動向についての報告がされました。

この中で、国土交通省のデータを用いた説明によると、震災後の1か月から3か月ころから、不動産取引件数、新設住宅着工戸数ともに緩やかな回復トレンドが見え、現在も底固い回復傾向にあるとの報告で、土地所有権移転登記事件数においては、2012年に全ての地域で回復し、特に福島、仙台管内での伸び率が大きいとのことでありました。

次に、震災後の住宅取得意識調査によると、耐震性能、立地、耐久性の項目について重視している傾向が見受けられ、これらを踏まえて不動産流通システム改革による我が国の不動産流通市場の活性化に向けての政策の説明がありました。

同省で検討されている不動産流通システム改革による不動産流通市場の活性化として、不動産情報の整備、蓄積(消費者利益の実現のための不動産取引

の透明性、効率性の向上)と、不動産業者の力量の向上(事業者間連携・中小業者の提案営業力向上＝中古住宅流通・リフォーム市場の倍増を目指す)を2つの政策テーマとして掲げ、これらを達成するため以下の5つの柱を検討しているとのことでした。

「不動産流通システム改革のための5つの柱」

- ①消費者にとって必要な情報の整備・提供
 - ・住宅性能など市場流通時の物件の充実
 - ・修繕履歴など不動産に係る情報ストックの整備
 - ・レインズ等による情報提供の充実
 - 成約価格情報、履歴情報、地価情報等を組み合わせた仕組みの検討
- ②不動産価格の透明性の向上
 - ・建築評価手法の見直し(リフォーム・改修等の査定への反映)と金融機関など取引関係者への普及
 - ・不動産鑑定評価の活用、事業者が使用する建物価格査定マニュアルの精緻化・活用の促進
- ③先進的な不動産流通ビジネスモデルの育成、支援と成功事例の普及
 - ・事業者間連携の推進、定期借家制度等の活用による住み替えなど住まいに関する多様な提案

④宅地建物取引業者及び従業者の資質の向上

- ・消費者保護のための取引主任者・従業者の教育制度の充実

⑤住み替え支援など多様な手段による既存ストックの流動化の促進

- ・インスペクション(建物検査)に関する仕組みの整備、ストックの再生・環境活用の促進

この説明は、現在、日本土地家屋調査士会連合会で進めている情報公開システムと密接に関係するものであり重要性を感じた部分でもありました。

2、不動産業界からの報告として、甚大な被害を受けた被災地において、家屋が津波で流されたのみならず、建物の基礎、境界杭まで流され、また、当然に権利書、測量図も流され、そして、土地家屋調査士事務所、測量事務所も流されてしまったため、被災者から、これから何をどうすれば良いのかという相談を受けても返答に苦慮したとのことでした。具体的に石巻市北上地区において、開発申請書類を申請人、行政ともに書類を流失してしまったため、再度測量を行うにあたり何れの費用負担にて行うものなのかという切実な相談を受けたとのことでした。

また、資料、書類、データの流失については、役所の資料等までもが流失してしまうという事態になり、保管方法、バックアップ方法について再考し、個人においてもコピー等を取り、親類等で分散して保管することにより、早期の現地復旧に繋げることができると感じたとの報告でした。

3、日本土地家屋調査士会連合会からの報告として、下の資料を用いて、10分という限られた時間でありましたが、土地の筆界について極端な事例をあげ、考察と課題をお話させていただきました。

今年2月号連合会報にある日本土地法学会2012年大会報告から、平成7年3月29日法務省民三第2589号民事局長回答においての取扱い「地震による地殻変動に伴い広範囲にわたって地表面が水平移動した場合には、土地の筆界も相対的に移動したものと取り扱う」という説明から入り、極端な例を用いて資料の図2にあるように広範囲にわたって土地が分断された場合についての考察と

課題をお話させていただきました。

また、先の不動産業界からの報告にある、被災地での資料、境界杭、現況が流失した場合も想定して、平時にはユーザーに有益な情報提供、有事には専門職能を生かした早期の筆界の復旧、復興への寄与ということを含めて、現在、日本土地家屋調査士会連合会が取り組んでいる情報公開システムについて少しだけ触れさせていただきました。

平成25年3月7日
— 明海大学不動産流通制度市場研究会 —
住宅・不動産の流通・市場・制度への影響

日本土地家屋調査士会連合会
理事 佐原 法人

■東日本大震災から考察する土地家屋調査士制度と筆界確定業務の現状と取組

1. 考察と課題

図1

図2

⇒ ①土地の分断、移動による筆界の認定
・図1に復元することが筆界か or 分断、移動後を尊重することが筆界か？
・移動、分断後における2番の土地の間をどの様に処理するか？
②移動・分断した土地の筆界と所有権の帰属、その他の法令上等の法律問題
③国、県、市町村等の道路管理上の問題
④被災者であり土地所有者である人の心の問題
⑤その他さまざまな問題

⇒ ⑤官庁等一体での取り組み → ④復旧、復興 → ③土地の流通、経済取引の回復

2. 日本土地家屋調査士会連合会の取組
①有事など想定を超えたときを含めた筆界確定理論の検討
②TPP等、社会の流れを受け自己責任型契約を視野に入れた制度の検討
③全国の土地家屋調査士の測量データを集約、データベースを構築
→ 平時にはユーザーに有益な情報提供、有事には専門職能を生かし、早期の筆界の復旧、復興への寄与

以上

国土交通省からの報告では、震災後数か月で住宅着工件数、不動産地価、土地所有権移転登記申請件数が回復の兆しを見たとの報告ですが、同時期でみた時、一方では復旧もままならない状況の地域があるという不動産業界からの報告もあり、立場の違いによる現状認識の違いを感じ、現行制度のあり方と、浮彫になった問題点を解決し、近い将来、起こると予想されている東南海大地震や大規模な自然災害に備えた土地家屋調査士制度のあり方を考えさせられる研究会でした。

「宇宙インフラ利活用人材をどう育成するか」 国際セミナー参加レポート

日時：平成25年3月4日(月) 13時から18時30分

場所：慶應義塾大学三田キャンパス北館ホール

主催：宇宙・地理空間技術による革新的ソーシャルサービス・コンソーシアム(GESTISS)

共催：測位航法学会、地理情報システム学会、国際システムズエンジニアリング協議会日本支部

1. はじめに(時代背景と目的)

衛星による測位、観測、通信技術の宇宙インフラ整備が進み、カーナビゲーションシステムやスマートフォンあるいは携帯電話のGPS地図検索等で、地上ネットワークインフラの恩恵を身近に受けられる環境が急速に整ってきました。これら技術や情報の利活用について、世界的にも整備と公開が驚くべきスピードで進んでいます。

この環境変化の著しい時代に、各種業界や団体あるいは研究機関が単独で事業展開するだけでなく、宇宙インフラと地上インフラを統合しながら社会的ソーシャルサービスを構築することが早急に求められる時代となってきました。こうしたデザインマネージメントのできる人材を多く早く育成するにはどうすればよいのか、産業界・公共機関・学会はどのような協力体制を構築し今なにをすべきかを考える、つまり「宇宙インフラ利活用人材育成プログラム」(以下「プログラム」という。)をどう展開していくのかを考えるのが、このセミナーの目的であります。

このセミナーにおいては、馴染み深い東京大学空間情報科学研究センター教授の柴崎先生が総司会を務めることもあり、我々土地家屋調査士の立場も地図作成における手法と地図データの持つ情報量を考えれば、地上インフラの一部分を情報発信し利活用するポジションにあります。人材育成について何らかの要請に応えるべき立場であり、日調連研究所からも情報収集要請があったため参加しましたので、簡単ではありますが報告します。

2. 「プログラム」の全体構成

概説：東京大学空間情報科学研究センター

柴崎亮介教授

携帯端末等から発せられる人の移動データの利活用例として、東日本大震災直後の交通機関が麻痺した首都圏における人の移動データの分析が様々な分

野で有益であること等を例に、地上インフラの更なる整備と宇宙インフラの開発、それに伴う人材の育成が急務であると提言がありました。

3. 「プログラム」における個別分野の取組みの現状

大学教育機関関係学部における、教育内容と人材育成の取組みの紹介がありました。特に日本は、この分野の市場規模の広がりが遅く、また、発展を担う人材が少ないため、大学側は様々な角度から人材育成を試みていると報告がありました。

- ①慶應義塾大学「システムデザイン・マネジメント」、「インターンシップ企業等との共同プロジェクト」
- ②東京大学「衛星観測(リモートセンシング)」、「地理空間情報工学」、「宇宙工学」
- ③東京海洋大学「衛星測位」

4. 「プログラム」への期待・要望

産業界、行政、国際協力、教育研究の各部門の計8名の方から、人材育成についての将来への期待と要望が提言されました。

① 産業界から

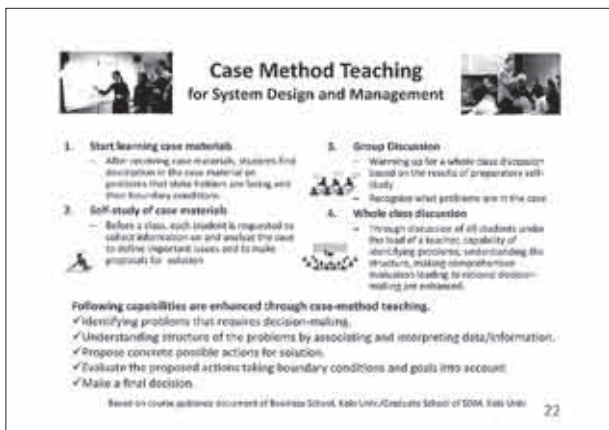
- ・峰正弥氏((財)衛星測位利用促進協議会)
- ・西嶋頼親氏((株)電通)
- ・敷村朝生氏(北海道JRサイバーネット(株))

宇宙インフラの利活用のための人材育成の前提として、「産業化される」ことが必要であり、その意味は「市場と技術による、つまり産業化＝市場×技術」であるとの解説がありました。特に宇宙インフラ産業と利用産業を結ぶ人材を育成することの重要性について解説がありました。

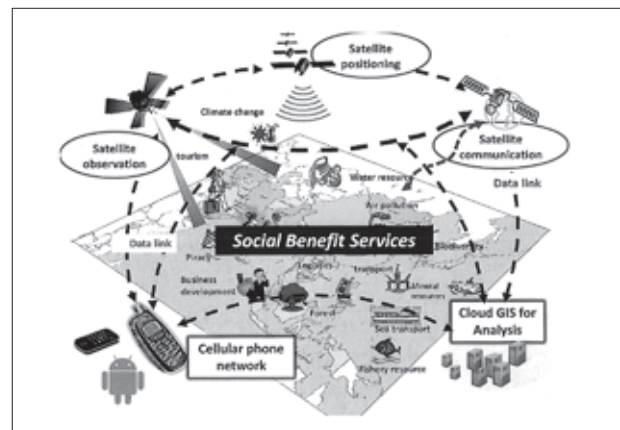
② 行政の立場から

- ・藤原智氏(内閣府 宇宙戦略室)
- ・大関恭彦氏((独)宇宙航空研究開発機構(JAXA))
- ・藤村英範氏(国土交通省)

内閣府からは準天頂衛星システムの人材育成に



スライド例1



スライド例4

関する取組みにつき、宇宙基本計画の8つの横断的施策解説、衛星測位の利用事例、準天頂衛星の機能と意義及び利用拡大と海外展開について解説がありました。

また、JAXAからは大学及び研究機関との連携と成長戦略、学生のインターンシップとそれら事業の目的について解説がありました。

国土交通省からは、期待される新しい技術につき、社会資本の整備と管理を防災情報の発信提供を例に取り、具体例な解説がなされました。

③ 国際協力の立場から

- ・芦野誠氏((独)国際協力機構(JICA))

国外での地形図整備における1970年頃から現在までの取組みを、JICAの動きと技術進歩の両側面から解説がなされるとともに、近年の衛星観測利用による成果と地理空間情報の新たな可能性、衛星測位への期待と要望、人材育成への期待について、解説がなされました。

④ 教育、研究者の立場から

- ・青木節子氏(慶應義塾大学総合政策学部)

「宇宙法の研究」、「宇宙インフラ利用人材育成と宇宙法」、「世界の状況と慶應義塾大学の宇宙法専修コース」の三つのテーマについて解説がなされ、特に慶應義塾大学の宇宙法分野におけるJICAとの協力体制については、非常に興味深いものがありました。また、「宇宙法」を理科系学生に講義を行う大学が、世界各国にできている現状には驚かされるとともに、日本の現状についても少なからず焦りを感じる内容でした。

5. 「海外からの期待」として発表がありました。

- ・Teraphan Ornthammarath氏(アフリカ・アジ

ア地域自然災害防災総合システム)

- ・Riyan Mahendra Saputra氏(インドネシア国立航空宇宙研究所)
- ・Fabrizio Mura氏(日欧産業協力センター)

6. 学生・若手研究者の立場から

- ・坂本啓氏(東京工業大学大学院理工学研究科)
- ・青木崇行氏((株)カディンチェ)
- ・鈴木太郎氏(東京海洋大学)
- ・坂本義弘氏(早稲田大学)

実際に人材育成の現場からの発表であり、その必要性和環境整備の緊急性を感じました。

7. 討議

最後に、これまでの発表内容について自由討議が行われ、約45分予定時間をオーバーし、国際セミナーは終了しました。



討議風景

日本土地家屋調査士会連合会 広報部



ほっかいどう地図・境界シンポジウム 2013

第12回目となりました「ほっかいどう地図・境界シンポジウム2013」が、平成25年3月19日(火)に札幌市中央区の中島公園に隣接するホテルライフオー札幌を会場にして、日本土地家屋調査士会連合会北海道ブロック協議会的主催、北海道ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会の協賛で、後援を札幌法務局、北海道、札幌市、日本土地家屋調査士会連合会、社団法人札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会から受けて、開催されました。



「境界紛争解決への提言」をメインテーマとし、副題を～真の問題解決のためにADR制度のできる～として、九州大学大学院法学研究院からレビン小林久子教授と七戸克彦教授のお二人をお招きしての講演会でした。

北海道内の土地家屋調査士をはじめとして、役所にお勤めの方やいろいろな紛争解決に関わっておられたり、関心を持たれている法律関連各士業の方が熱心に聴講されておりました。

桑田北海道ブロック協議会会長、竹内連合会会長の挨拶のあと、お二人の講演の開始となりました。

「今、なぜ同席調停か：発展の歴史と将来の展望」

九州大学大学院法学研究院
レビン小林久子教授

現在行われている調停は別席調停ですが、これからは当事者が同席して調停をすることが求められるとのお話でありました。

アメリカでは、1950年から60年にかけて平和運動や反体制運動が起こり、そのなかから紛争の管理や紛争当事者としての自己解決能力の向上や異文化の受容などを

学び、そこに心理学の成果を取り入れて調停の理論が形成されてきて、60年代には調停人を選んで紛争の解決を図るようになったとのことであります。

裁判外での紛争解決が求められるのは、法律では感情面に対しては総合的な対処ができないので、その解決のために話し合いを土台にしようということでありましたが、近年は解決が難しい意見のない争いごとが多くなり、市民が意見を主張することそのものに対してもそのおそれなくなってきたので、粘り強く相手の主張を聞くことが、より肝要になってきているとのことでした。

現在の日本の社会状況をみますと、善し悪しにかかわらずに変化してきております。行政は住民参加を求め、組織される市民団体は強



い意思表示を持って急激なグローバル化が進行して、旧来からある共同体の崩壊が進んでおります。

民主主義は雑多な意見を包含している世の中とはいえ、同じ価値観を持つ人が別々に集合体を形成するようになりますと、これらは難しい争いを作り出す温床になってしまいます。

このような社会での紛争解決は、アメリカで60年代に生まれた調停人を選んで紛争の解決の方法から進化していくことが求められます。

これからの調停は、異なる意見を調整し少数意見を主張する機会を与え、多数決ではない多人数の合意を図ることが必要になってまいります。

同席調停は民主主義の土台であると考えますので、恐れなくて同席調停という方法で相手の主張を粘り強く聞いて紛争解決にあたっていたきたいということでありました。

「境界紛争と土地家屋調査士の役割」

九州大学大学院法学研究院
七戸克彦教授

「境界」の概念には、所有権界と筆界と公物管理界の3つがあり、所有権界と筆界に関しては、大正



13年10月7日の二つの大審院民事連合部判決までは、所有権界と筆界は完全に一致していて1筆の土地の一部譲渡や一部の時効取得は認められていなかったが、それ以後は分筆・所有権の移転登記を経由しないと第三者に対抗できないものの当事者間では有効であるという判断がなされたとの話がありました。

その事務手続は、登記上の所有権名義人が分筆登記をして、売買や時効取得を登記原因とする所有権移転の登記をすることになるが、取得時効などの考え方については、いわゆるADR認定土地家屋調査士が活用できると訴えていただきました。

また、公物管理界については、行政法の理論では私的所有権を認めつつも公物管理権が及ぶという処理がなされているが、「所有」と「機能」とが分化されているために所有権界や筆界と一致しない場合があり留意する必要がある、とのことでした。

次に、裁判(訴訟)による紛争解決に関係して所有権確認請求の判決文の紹介がありました。

その判決文の中に土地の特定をするには、現地復元性のある実測図などで位置特定をする必要があると記述があり、土地家屋調査士はそれに寄与するべきであるとの話がありました。

最後に、ADR認定土地家屋調査士のADR代理権に関してのお話がありました。

土地家屋調査士法3条には、団体としての代理権と個人としての代理権の規定があり、団体としては全国の土地家屋調査士会にいわ

ゆる紛争解決センターが設立される運びとなったので、これからは個人としての代理権の活用を考えたらどうだろうかという提案がありました。

その提案は、弁護士との共同受任が要件となっているが、共同受任と共同代理とは異なるので共同で受任をしている場合、代理権を共同で行使しなければならないわけではない。加えて民間紛争解決手続は、当事者の合意により紛争の解決を図る手段であり、共同受任後に手続外での和解交渉を行うことも通常付随する事務と考えられることから、共同受任した弁護士と相談しながら土地家屋調査士も行うことが認められる事務であると考えられる、というものでした。

また、このシンポジウムの開催に合わせて、前日の18日には土地家屋調査士会会員向けの研修会で七戸克彦教授の講義を、翌日の20日にはADR認定土地家屋調査士向けにレビン小林久子教授の研修会が開催されました。

境界紛争解決に向けた、北海道ブロックと土地家屋調査士会会員の双方の意識の高さに感心いたしました。

日本土地家屋調査士会連合会
広報部 岩渕 正知

全国土地家屋調査士政治連盟

第13回定時大会を開催

平成25年3月18日(月)午後1時30分から、『都市センターホテル』(東京都千代田区平河町)において、全国土地家屋調査士政治連盟(以下「全調政連」という。)の第13回定時大会を開催した。定時大会終了後の懇親会には、高村正彦自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟会長、漆原良夫公明党土地家屋調査士制度改革・振興議員懇話会会長及び小川敏夫民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟会長をはじめとして多くの国会議員が出席された。

今定時大会は、役員改選の大会でもあり、また、重要議案のある大会でもあったので、些か各役員が緊張したものであった。

大会は永美副幹事長の司会で進められ、先ず、松田副会長が開会の言葉を述べ、次に、横山会長が挨拶を行った。その挨拶の中で『疲弊した業務、不安定な報酬、これらの改善に向けた政治行動が必要である。』と、政治連盟としての使命を語った。

次に、来賓として、竹内八十二日本土地家屋調査士会連合会(以下「連合会」という。)会長、柳平幸男全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会(以下「全公連」という。)会長が挨拶を述べられた。その挨拶で竹内会長は、『連合会の役目、全調政連の役目及び各単位会の役目は自ずと異なっているはずである。昨年度から政治活動については政治連盟が中心となり、行動してきたところです。特に法務局及び地方法務局の地方移管反対については連携がうまくいき、ある程度の成果が上がった。今後政治活動については政治連盟が中心となり、また連合会との連携により成果を



全調政連 横山会長



日調連 竹内会長



全公連 柳平会長



上げていただくようお願い申し上げる。』と語り、連合会、各土地家屋調査士会、政治連盟が一体となり、将来を見据え、効果的な連携体制を構築し、土地家屋調査士制度の将来が実のあるものになることを祈念すると結んだ。また、柳平会長は、『会員のため、国民のために、日調連・全調政連・全公連が三位一体となり、土地家屋調査士制度を守ることが重要』と語った。その後、瀧愛知調政連会長が議長に選ばれ、定時大会が進められた。平成24年度の活動報告は、幹事長の報告に続き総務委員長、制度対策委員長、組織強化委員長も行った。その中で、今大会に提案されている、会費規則の見直しについての委員会での検討・審議内容の説明を市川総務委員長が行った。

議事に入り、第1号議案である平成24年度収入支出決算報告承認の件について、佐藤会計責任者が実情を説明した。続いて、第2号議案である平成25年度運動方針(案)審議の件及び第3号議案である平成25年度収入支出予算(案)審議の件につき関連のある案件として一括上程の提案が議長からなされ、これが承認されたことにより、一括上程として執行部から提案がなされた。各調政連会長及び代議員か

ら、運動方針(案)につき質問があり、執行部からの各回答がなされた。特に運動方針については、活発な議論がなされ充実した大会となった。さらに、第4号議案である規約の一部改正(案)審議の件に付執行部から提案がなされた。審議事項については各議案とも全員一致で可決された。次に第5号議案として会費規則の一部改正(案)について執行部から提案がなされた。本議案を含め今年度の大会議事進行を

ロバート議事規則に基づき行うこととしたことにより、各質問の後、反対意見及び賛成意見を各々の各代議員において取り交わされた。この意見については、反対意見のみではなく賛成意見も発出され活発な議論がなされた。結果、裁決がなされ、賛成多数により本議案は可決された。最後に第6号議案が提案され、新役員が選出された。新役員については以下のとおり承認された。

新役員名簿

役 職	氏 名	所属調政連	所属ブロック
会 長	横山 一夫	神奈川	関東ブロック
副 会 長	市川新太郎	東 京	関東ブロック
	加古 幸平	滋 賀	近畿ブロック
	森 廣幸	岐 阜	中部ブロック
	八瀬 渉一	大 分	九州ブロック
	阿部 重雄	札 幌	北海道ブロック
幹 事 長	小沢 宏	東 京	関東ブロック
副 幹 事 長	椎名 勤	千 葉	関東ブロック
	神寶 敏夫	大 阪	近畿ブロック
	高野 國範	富 山	中部ブロック
	永美 一雄	鳥 取	中国ブロック
	野田 清	長 崎	九州ブロック
	池川晋一郎	愛 媛	四国ブロック
	松田 圭市	福 島	東北ブロック
	大場 英彦	札 幌	北海道ブロック
	佐々木 健	神奈川	関東ブロック
	瀧 秀隆	愛 知	中部ブロック
会計責任者	福本 正幸	神奈川	関東ブロック
会計責任者職務代行者	小栗 敏昭	栃 木	関東ブロック
監 事	森本 恒夫	大 阪	近畿ブロック
	佐々木直俊	秋 田	東北ブロック
予 備 監 事	早川 卯一	新 潟	関東ブロック

その後、午後6時から懇親会を開催。高村正彦自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟会長、漆原良夫公明党土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会会長及び小川敏夫民主党土地家屋調査

士制度推進議員連盟会長をはじめとし、多くの来賓の方々に出席いただき激励の言葉を賜った。

文責：全国土地家屋調査士政治連盟
幹事長 小沢 宏

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成25年 3月 1日付

東京	7772	森谷 幸隆	神奈川	2958	岡田 和也
埼玉	2528	山本 将司	千葉	2125	岩瀬 洋一
千葉	2126	佐々木基之	栃木	907	佐藤 秀寿
山梨	394	小野 千秋	長野	2575	西澤 剛彦
新潟	2189	高見 礼央	新潟	2190	小林 充
大阪	3186	水野 祐介	京都	851	美濃 智広
京都	852	清水 稔	兵庫	2413	細見 浩夫
兵庫	2414	川畑 秀哲	愛知	2828	後藤 裕史
岐阜	1244	田中 大輔	岐阜	1245	津山 武工
石川	651	楠 享士	岡山	1366	芳賀 仁
大分	821	久根田繁幸	鹿児島	1049	前村 賢二
鹿児島	1050	福永 新作	山形	1225	阿部 和宏
香川	701	池田 武史			

平成25年 3月11日付

東京	7773	長岡 睦	埼玉	2529	山田 健之
埼玉	2530	飯田 悟	千葉	2127	中平 博之
群馬	1014	岡田 高幸	群馬	1015	野村 伸介
静岡	1741	福本 欣正	静岡	1742	海福 篤
大阪	3187	康永 相範	兵庫	2415	天野 泰志
富山	501	柳澤 俊哉	富山	502	福山 勝年
佐賀	547	飯盛 誠	青森	759	前川 智
青森	760	上明戸 茂	札幌	1173	小西 英樹
高知	661	松坂 諭志			

平成25年 3月21日付

東京	7774	木内 聡	埼玉	2531	杉山 和久
千葉	2128	関 哲也	茨城	1432	藤井 一正
新潟	2191	星野 泰幸	京都	853	南 陽介
京都	854	森岡 真史	三重	875	廣森 貫氏
岡山	1367	林 直樹	岡山	1368	守安 崇雄
岡山	1369	黒川 好宏	福岡	2221	原 和義

登録取消し者は次のとおりです。

平成24年 5月23日付 東京 997 熊原 健二
平成24年10月13日付 東京 4586 平松 正
平成24年12月21日付 沖縄 61 糸洲 正二
平成25年 1月13日付
神奈川1850 小林 浩 埼玉 1517 土屋 勉
平成25年 2月 8日付 群馬 333 富永 秀治
平成25年 2月13日付 愛知 1245 藤原 顯整
平成25年 2月15日付 奈良 400 山本 増博
平成25年 3月 1日付
東京 3642 鈴木 義一 長野 2245 高山 明良
福島 703 檜村 勝司 岩手 1091 服部 公司
平成25年 3月11日付
東京 4664 矢島 一則 東京 7727 柳井 英隆
千葉 1262 野口 健一 静岡 1040 志賀 隆
長野 2497 上嶋 悦生 大阪 1752 竹野 昭徳
岐阜 685 記野 正充 鳥取 204 田中 節夫
福岡 2146 山田 重康 佐賀 465 坂井 政治
宮崎 454 柏田 芳美 宮崎 460 佐土原賤夫
宮崎 527 木原 雅夫 福島 963 加藤 友雄
平成25年 3月21日付
埼玉 709 井上 晃一 千葉 1338 星 又一
新潟 1893 和田 太次 新潟 2128 渡邊 康宏
愛知 1481 石原 実義 愛知 2500 山口剛一郎
愛知 2634 杉崎 和人

ADR 認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

平成25年 3月 1日付
島根 486 藤原 大助 福岡 2192 庄崎 泰広
平成25年 3月11日付
福岡 2197 石賀 正則
平成25年 3月21日付
岡山 1260 川崎 優輔 鹿児島 1007 迫田 圭介

松岡直武名誉会長を偲んで

本年1月、日本土地家屋調査士会連合会名誉会長松岡直武氏が逝去されました。本誌3月号(No.674)には、深く親交されていた山野目章夫早稲田大学教授から厚い追悼文を頂戴しましたが、故人を偲び、生前の功績を記します。

故 松岡直武氏は、日本土地家屋調査士会連合会の常任理事、副会長、会長として7期14年間の長きにわたる役員歴を持ち、この内3期6年を会長として連合会を代表し、全国17,200余名の会員のために多大な貢献をされました。

同人が役員を務めた時期は、土地家屋調査士制度に深く係わる諸制度の改革、法律改正があり、激動の中にありましたが、常に、会員の地位の向上と土地家屋調査士制度の充実・発展に全力で取り組まれました。



故 松岡直武氏の功績

1 土地家屋調査士法の一部改正

平成14年5月7日に公布された土地家屋調査士法の一部を改正する法律は、規制改革における資格制度の見直しの観点から、事務所の法人化(土地家屋調査士法人の設立)、資格試験制度(筆記試験合格者に対する翌年度の試験における筆記試験の免除等の措置)及び懲戒手続(国民一般からの懲戒申出制度の創設、懲戒処分の官報公告による公開等)の整備及び資格者団体の会則記載事項の見直し(報酬に関する事項の削除、研修・資格者情報の公開等に関する事項の追加)等を行ったものでありますが、連合会副会長として、監督官庁である法務省との打合せにおいて、同法改正案について逐条的にその考え方や表現等の意見を提示し、協議に奔走されました。

2 土地家屋調査士会 ADR

ADRに関する本格的な研究が開始された平成7年当時、連合会研究室研究部門において、土地の境界紛争を解決する制度に関する研究がテーマとなり、同人は、その研究員として、学者・研究者との打合せを重ね、現実的な将来を見据えた研究を行い、報告書を提出されました。

平成12年には、連合会内に「裁判外境界紛争解決制度検討チーム(第1次)」が設置され、連合会の常任理事であった同人は、そのチームリーダーとし

て、それまでに積み重ねられた連合会における基礎的研究等を発展させるべく検討を行い、平成13年4月に「境界紛争解決のためのADR創設について」と題する報告書を連合会長に提出し、また、同年7月には、現在の日調連ADRセンターの前身となる第2次の同検討チームが設置され、担当副会長としてチームを導き、さらに、平成14年には、司法制度改革推進本部から「土地家屋調査士の有する専門性を活用したADRへの関与の現状と今後の可能性」についての調査が依頼され、同本部から嘱託調査員として任命され、同調査における報告書を同本部へ提出されています。

3 伊能ウオークへの参画

土地家屋調査士制度制定50周年(平成12年)の前後2年間にわたり、全国50の土地家屋調査士会と18,700余名の会員が全員参加という大事業として伊能ウオークに参画した際には、同人は、広報部長として全国の土地家屋調査士会と連携し準備を進め、実施期間中は、連合会、土地家屋調査士会、支部、会員とその家族の連携を図り、全国のウオーカーのサポートに当たられました。伊能ウオークは、踏破距離11,030キロ、本部隊員と共に歩いたウオーカー(土地家屋調査士及び関係者は除く。)は16万9,446人に及ぶ大事業であり、同人がその立役者の一人であったことは特筆できるものです。

4 地籍シンポジウムの開催

(1) 国際地籍シンポジウム

平成12年における土地家屋調査士制度制定50周年記念事業の中核となる第2回国際地籍シンポジウムの企画を担当し、また、その6年後(平成18年)に、日本・韓国・台湾を核とする国際地籍学会(国際地籍学会会長は、当時、日本土地家屋調査士会連合会会長(松岡直武氏)が就任)の主催で「第5回国際地籍シンポジウム／土地家屋調査士全国大会 in Kyoto」が京都宝ヶ池国際会議場で開催され、内外の研究者・実務家2,500余名が参加し、同人が発案した「京都地籍宣言」が採択されました。

(2) 地籍シンポジウム2010 土地家屋調査士全国大会 in Tokyo

連合会長として指揮を執り、平成22年に、日比谷公会堂において、土地家屋調査士制度制定60周年・表示登記制度創設50年を記念して開催された「地籍シンポジウム2010 土地家屋調査士全国大会 in Tokyo」は、土地家屋調査士のほかに、省庁関係者や関係団体から、さらに測量関係専門学校、大学の法律関係学部等の学生、自治体の職員等、計1,200名を超える参加者が会場を埋め尽くし、同日、表示登記制度の更なる充実・発展、土地家屋調査士の将来像を模索する「地籍問題研究会」が設立され、同研究会幹事に就任し、逝去直前まで活躍されました。

5 東日本大震災への対応

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震による災害(東日本大震災)発生に際し、直ちに、連合会に「東北地方太平洋沖地震災害対策本部」を設置し、本部長(連合会長(松岡直武氏))として、迅速な対応(初期活動)に当たられました。

本部長を始めとする本部役員が連合会事務所に連日常駐の上、安否情報の収集と、救援・支援物資の調達と搬送について、全国の土地家屋調査士会に協力を求め、最初の物資搬送時には、本部長自らも搬送車に同乗し、現地に赴き、被災地の土地家屋調査士会長と被害の現状及び今後の対応等について打合せに駆けつけるなどされました。

平成23年4月1日には、土地・建物に関する豊富な知識経験を有する土地家屋調査士の専門的知見が最大限に活用されること及び土地家屋調査士会等の土地家屋調査士によって構成される団体が、組織を挙げて災害復興支援体制を構築し運営することにより、被災者の生活の早期安定及び被災地の早期復興の実現に寄与することを目的として、「日本土地家屋調査士会連合会東北地方太平洋沖地震災害復興支援対策に関する規則」を設け、連合会に「大規模災害復興支援対策本部」を設置し、本部長として同本部を統括するとともに、復興支援の対応に当たられました。

これらの地震災害への対応は、同人が持つ阪神・淡路大震災(平成7年兵庫県南部地震)の経験に基づき、研究を積み重ねてきた証といえることができるものです。

【略 歴】

松岡 直武(まつおか・なおたけ)

土地家屋調査士 1945年生

1969年	土地家屋調査士試験合格
1970年	土地家屋調査士登録 大阪土地家屋調査士会入会 土地家屋調査士・松岡直武事務所(大阪市北区)開設
1981年～1995年	大阪土地家屋調査士会 理事・常任理事
1995年～2001年	大阪土地家屋調査士会 副会長
1997年～2001年	日本土地家屋調査士会連合会 常任理事
2001年～2005年	日本土地家屋調査士会連合会 副会長
2005年～2011年	日本土地家屋調査士会連合会 会長
2011年～2013年1月	日本土地家屋調査士会連合会 名誉会長 国際地籍学会 会長(2005年6月～2007年6月) 地籍問題研究会 幹事(2010年10月～2013年1月)

弔 辞

謹んで故松岡直武先生の御霊に哀悼の意を捧げます。

悲しきかな、先生の突然の訃報に接し、万感胸に迫る思いであり、誠に残念でなりません。

ご遺族となられた方々のご心中をお察し申し上げますとともに、全国の土地家屋調査士会員にとりまして、深い悲しみであります。

先生は、長年自らの業務に精励する傍ら、大阪土地家屋調査士会の役員を歴任し、会員の指導に情熱を傾けて参られました。また、七期十四年の長きに亘り日本土地家屋調査士会連合会の役員を歴任し、このうち三期六年を会長として連合会を代表され、全国一万七千二百余名の会員のために多大な貢献をなされて参りました。

先生の突然のご他界は、生者必滅の理とは言いながら、全国会員の惜しんでも余り有る痛恨の極みであります。

幽明境を異にした今、長い間に亘ってご厚誼をいただいた私の目から先生を偲ぶとき、いつも凛とした姿勢と厳しくも柔和な笑顔が偲ばれます。

先生は、昭和四十五年から約四十二年の土地家屋調査士生活の中にあってその大半を指導者としてご尽力いただいたわけですが、先生の心の中にはいつも、土地家屋調査士制度の向上と発展、さらには後進の育成という想いがあったのではないのでしょうか。この突然の訃報は、暗澹たる思いで胸がいっぱいあります。

先生には、二度とお逢いすることも、またご相談を申し上げることもできなくなり、本当に無念でなりません。

連合会におきましては、私も副会長として、席を同じくして議論させていただきましたが、お話するたびに先生の土地家屋調査士制度への情熱を感じずにはいられませんでした。

土地家屋調査士を取り巻く諸情勢には、大変動きが早く、激しいものがありますが、先生の熱き想いを引き継ぎ、土地家屋調査士会一丸となってこの荒波を乗り切りたいと願っておりますので、どうか先生の御霊の安らかに眠られることをお祈り申し上げ、お別れのことばといたします。

平成二十五年一月二十五日

日本土地家屋調査士会連合会
会 長 竹内 八十二 合掌

松岡さんが！！

日本土地家屋調査士会連合会顧問 西本 孔昭

貴方に驚かされたことがいくつあるか、戦友として貴方を悼む

「親方日の丸・お上の権威・秩序・御威光に逆らうなんてもってのほか！！」と考えられていた土地家屋調査士の世界に、「司法制度(さえ)改革の時代に何たる情けなさか！」と、いきなり副会長として乗り込んだ私には、地域を挙げての反対も大きく、厄介者扱いの白い眼も多かったのですが、結局は、慣れていただくしかないと、多くの、究極の戦友たちの努力で実現していきました。

がむしゃらに走り続けるおっさんが、いつ倒れても組織が困らぬように、給水どころか栄養も知識も情報も不足しないように伴走する、戦友としてのサポート隊は(たとえ嫌いなやつでも)我慢し、休まず、出過ぎず、同じテンポで走り続ける努力の日々は、(他人事みたいに言いますが)大変でしたでしょう。サポートされた私は、しみじみ幸せを感じます。さて、その隊長が次には自ら先頭走者となって6年間も、力走を続けられて小休止かと思う間もなく急逝されました。信じられない気持ちで、通夜の席に駆けつけました。祭壇の遺影は、にこやかで上品な、穢れない面持ちで、別世界の高貴さがありました。

日本土地法学会の頃からの思い出が尽きない。長い付き合いの中で交わした会話が、蘇ります。友人として、副会長として側にいてくれた言動は、きっと、若い会員さんの将来に役立つと思います。忘れられつつある覚悟の世界です。

西本(以下、N) 「松岡さんにはよく驚かされたな。」

松岡(以下、M) 「何言うてますの。驚かされたのはこちらですよ。連合会の広報部として提案した伊能ウオーク参加が否決されていたのに、全国会長会議の熱弁で簡単にひっくり返してしまったのには、ホントにたまげましたよ。」

N 「もっと昔にさ、日本土地法学会の京都での会合に行った時、僕を見て逃げたよな。えっ何でと思ったぜ。」

M 「おっきな体で、坊主頭で黒い服着て、勢いよ

く入ってこられた時は、お寺さんに掛けることになった拝観税反対運動の坊さんかとビックリしたんですよ。」

N 「登記基準点運動でな、成功して新聞にも載ったらね、役所間の不穏な風が渦巻いたのでね、頭丸めて納めてもらった時だったからな。確かに地下鉄でも混まなければ隣に座る人いなかった。なんだヒトをウラの人みたいに…」

M 「一括譲与の噂の段階でも提案されてはったし、筆界鑑定とか相談センターとか次々と発言されて、おまけに、ADRも理解せん奴らと同じ組織におりたくないとか会長選に立候補され、俺が負けてもこの火はアンタが絶やすな言うて、対立候補と私を連れて、名古屋のADR先駆者弁護士のとこで講義受けさせたんはホント今考えてもムチャな馬力でしたよ。」

N 「伊能ウオークに話を戻せば、中部ブロック以外の殆ど全国を回ってくれたのは、全国の会員との一体感を高めて、内外に凄い広報効果だった。貴方の言うやくざ的手法で参加を決めたときの感激たっぷりのFAXにも驚いた。それに僕が筆界に拘って活動していた時に、連合会報見たら、南城さん・国島さん・徳堂さんらと、境界は占有界だけと違いますよ的会内広報してくれていたんだよね。明海大学への飛込み的成果も広報部だったよね。」



M 「やくざ的手法とまでは言っていないんですが、連合会会長になってからの民事局とのやり取りにも、ホントにハラハラさせられましたよ。閣議決定なんて内閣の覚悟決定だと言い切ったり、「筆」の字を取り上げられそうになった時の駆け引きなんて、想像の範囲をはるかに超えていました。かと思えば、某学長が来会された時は、冒頭あいさつから、法務局公図が悪いのは調査士さんのせいではありませんかとの珍説に、その通りですと答えられたりして、どうなることかと…」

N 「国会の衆参法務委員会の、参考人で頑張った時の写真にはいつも貴方の心配そうな顔が写っているよね。それを見る



とき、こんなに心配させていたのかとちょびっとだけ反省するな。それにその学長の話なんだけど、取り敢えず相槌を打ち、真剣に考えているので力貸してほしいと誘導するのは交渉術やで。敵対したくない気持ちも少しあり、自分たちには責任がないとしたら当事者能力が無いというに等しいというようなものでしょ。」

M 「自民党の司法制度調査会に、発言されるようになってから、臆することなく持論を展開されるのにも驚きましたし、学会・学者への発言も本格化されて、役員に推されるときにはもう、おらんようになってホンマに驚きましたで。」

N 「社会正義は我にありと思ったら怖いものなしさ。だけど、水上先輩と井上先輩に政治連盟作っていただいたのだけれど、松岡さん始めみんな、連日、政治家に迫ってくれたよな。貴方は東京にも住居を持っていたから、却って休む間がなかったよね。僕なんか夜行バスで上京してさ、東京で一人暮らしの議員さんに早朝お目に掛かるのは大変だったよ。どんなふうにも風呂敷広げても、ちゃんとついてきてくれる人がいるのが強みでした。それにさ、学会とか研究団体の役員なんて性に合わないから、皆松岡さんに任せた。どこに出てもらっても、そつなくこなしていくのは見事だったし、僕みたいに変な好き嫌いがなかったのも偉い

よ。国際シンポジウムだって、いかにも国際人で顔して「進歩充夢」していくのは、とても僕には無理だったから。そういえばこの手のダジャレは好きでなくて、何かの時にたしなめられたっけ。」「そうそう忘れてはならないこととして、境界確定委員会案が上の上の世界で筆界特定案にされて国会上程となることを、夜二人で本省で聞かされた時、見たことのない勢いで、何故ですか、何故ですかって食い下がったよね。ビックリするとともに僕が冷静になれた。コンビとしても見本だよな。」

M 「人が口にしない頃から調査士会ADRを、しつこく頑張ってきたくせに、他人事のように平然としているのが理解できなかったですよ。怒れてしまうほどでした。」

N 「司法制度改革関連の研究会には、貴方には馬淵さんや待野さんを連れて出でいただいていたから、貴方の怒りは良く分かる。でもね、登記所に過度の負担を期待しないとする一部法曹界の考えも、本来の登記業務に支障を招くかも知れないとする懸念も理解できたし、僕は、調査士がもっと頑張っ、法務局の場で、僕らが主力となって…実現すべきシステムを考えていたし、二人呼ばれて二人で怒った形は拙いでしょ。良く先に強く出てくれたよ。」

M 「貴方の腹の中は、黒いの一言で言えない厄介なもので苦労しましたよ。」

松岡直武先生が副会長として、献身の3乗も5乗も頑張ってくれたことは、思い返せば尽きることがありません。追悼座談会があったら、それを知らない世代の人たちに語ろうと、楽しみにしていたのですが、実録風の会話を再現しました。(ときにもっと優しい関西なまりも交じっていた筈ですが…そして彼が会長に就任してからのことは、他の人に譲ります。)

急報に信じられないほど驚きましたが、通夜の席でご子息の直樹弁護士さんにお目に掛かりました。ご子息が、私なんかの想像を超えて、会の活動も、私たち二人のこともご存じであったことに心底驚きました。あんな苦労の日々を、感謝の言葉で語ることのできるナイスガイに育てられたことに驚いたのです。

貴方の一生に、お礼申し上げ、安らかな眠りを祈ります。ほんとに有難う。

我が会の会員自慢

VOL. 16

札幌会 『北海道から世界へ向けて』

札幌土地家屋調査士会 佐藤 銀次郎

月並みですが、豊かな自然に恵まれた食材の宝庫としての北海道は、近年海外の評価も高まっています。中でもニセコ地区はオーストラリアからの観光客が中心となり注目を受けてきました。更に東南アジアからの投資・富裕層の獲得で不動産流通も活性化しています。

このニセコエリアで佐藤銀次郎会員は平成22年入会の新婚さんですが、得意の語学力を生かし業務に励んでいます。

今回は、彼の体験を交え、外国人取引実態を書いてもらいました。

日々減少する業務を少しでもリカバリーするヒントがあるかもしれません。

札幌土地家屋調査士会 広報部長 小西 泰人

開業経緯と現在までの状況

小、中、高と英語が好きで、高校卒業後は札幌大学外国語学部へ進学。オーストラリア、シドニーに3年間語学留学をし、帰国後は英語環境を求め倶知安へ。司法書士事務所に勤務している時に土地家屋調査士という仕事を知り、ニセコエリアで走りまわる先輩土地家屋調査士の方々の活躍に刺激され、平成21年に受験、合格し、平成22年に登録、開業。

ニセコ地区

北海道西部、蝦夷富士と呼ばれる羊蹄山ふもとに倶知安町やニセコ町があり、それら一帯を総称して「ニセコ」と呼んでいる。人口は両町あわせ約2万人、外国人登録者は約650人である。このような小さな

町であるが、パウダースノーを求めて世界各地からスキーヤーが集まり、世界屈指のスキーリゾート地へと発展した。倶知安町字山田地区、スキー場に近い中心地は2006年、2007年度の地価上昇率が全国一となり、外国人による不動産取引や開発は右肩上がりの状態であったが、現在は震災や円高の影響で、全国他の観光地同様、ニセコ地区も過去にない停滞期に直面している。それでも平成24年度内の完成を目指して、マレーシアや香港資本のデベロッパーがコンドミニアムを建築中、今冬、私の知っているだけでも3棟約100戸が完成する予定であり、ニセコの動きを再活性化させる起爆剤となれればと願っている。





外国との取引

外国人自身を申請人とし行った登記は、平成22年が12件、平成23年は20件であり、そのほとんどが新築建物に係るものである。申請人の住所地に着目すると、香港18件、オーストラリア4件、シンガポール、英国領ヴァージン諸島各3件、ニュージーランド2件、米国、英国各1件であり、私が扱った事件をしてみる限りでは、香港を拠点として活動する外国人からの依頼が圧倒的に多いようである。

外国人がらみの依頼は司法書士事務所や不動産業者からが多く、E-mailアドレスをいただき連絡をとるか、あるいは私のE-mailアドレスを聞いた外国人が直接E-mailを送付してくる。建物の場合、確認済証や検査済証等副本一式を送っていただくところからスタートするが、まず注意しなければならないのが建物表題部所有者の確定である。建築主義義が共有であるべきなのに単独であったり、外国法人であるべきなのに個人であったりすることがほとんどで、委任状や住所証明書の他に上申書の作成が欠かせない。また表記にも注意する必要がある、例えばマイケル・J・フォックスが正式な訳名の場合、これが建築主の欄にフォックス・J・マイケルと書かれていたり、あるいはマイケル・フォックスとミドルネームが抜けて書かれていたりすると、こちらも上申書の対象となってしまう。わずかな表記の違いの場合は、不動産調査報告書に同一人物であることに間違いのない旨を記載することで受理いただける場

合もあるが、登記官との事前の打合せが必須である。

次に、外国の場合、日本のような住民票を発行している国がほとんどないため、上で触れたように、委任状や他の書類を作成いただくときに、一緒に住所証明書となる宣誓供述書を作成いただく必要がある。宣誓供述書とは申請人の住所や氏名、生年月日、国籍等を記載した書面で、例えば香港在住の者であれば、それを香港の公証人事務所に持参し、その内容に間違いありませんというスタンプやシールを公証人に押してもらう。そうすることによって当該書面は公証化され、日本の住民票と同様の効力をもつ書類として取り扱われるようになる。外国人もこのような手続きには慣れていないため、宣誓供述書を作成し、公証化までの流れを説明することは代理人である私の業務の大事な一部となる。

これらが揃えば後は日本人が依頼人であった場合と手続きは同様であるが、上記のやりとりを行い、サインしていただいた書類や宣誓供述書の原本を海外から郵送いただくのに平均して2、3週間を要するため、依頼があってから登記が完了するまで1か月はみている。外国人はがんばって行った仕事についてはきちんと評価してくれ、意外といっちは失礼だがすぐに支払いをしてくれるので大変ありがたい存在である。

最後に

外国人とのやりとりを行う際は、どのような細かいことでも必ず伝えるようにし、また先方の誤解や私自身の聞き取りミスがないよう、大事なことは必ずE-mailなど文書にしてお互い確認しあっている。依頼を受けて感じるのはどの外国人も日本の法律を知りたい、守りたいという積極的な姿勢を持ち合わせているということである。正しい情報を、英語で正確に伝えることができるよう実務書や辞書を片手に毎日悪戦苦闘している最中である。



埼玉会 『我家の庭』

埼玉土地家屋調査士会 広報部長 鳥海 利仁

私が学生の頃、30年以上前のことですが、ある本の中に「農業とともに土地の私有が始まり、争いと不平等の種がまかれた。」という一説を読んだことを、覚えています。また、我大宮支部の大先輩から「土の気持ちになって仕事をしなさい。」と教えていただきました。

我々土地家屋調査士の仕事は、必要から生まれました。そして、いつか役目を全うしてその仕事に一つの区切りをつけると考えれば、今我々が何をすべきかが理解できるような気がします。

我家の小さな庭は今年も春とともにたくさんの花に溢れています。私は、「また、いつも通りの春が来た」と、妻に感謝する今日この頃です。

妻は花が大好きです。バラ、ハーブ、そして最近では妻の中でブームらしい多肉植物たちが、10坪ほどの小さな庭に溢れんばかりに植えられています。

通りすがりの人から、「きれいな庭ね」と言われるのがうれしいらしく、庭に出ては花いじりの毎日のようです。

「庭を褒められるのがうれしいなら、もっと整理して植えてみてはどう？」と妻に問いかけたことがあります。私には雑然としか見えない庭ですが、妻にとってはそんな庭がポリシーらしく、私の意見は全く気にも留めず、我家の庭は今も妻の思い通りのままです。

妻は、言葉の少ない人です。雑然とした庭の良さがわからない私に、あえて説明をしようとはしません。しかし、人は日々同じものを目にしていると、「こうすればいいのに」という思いの中からも、ふと気

づくことがあります。ある日、私は「これも悪くないのかな」と思ってしまったのです。それ以来、私の中であの雑然とした庭が、否定されることはなくなりました。

表現にはいろいろな方法があるものです。答えは一つではなく数限りなくあるのです。

ここ数年、私は妻のお伴で、次に植える花や木を探しに月に一度は何かガーデンやホームセンターめぐりをしています。

人が何か伝えようとするとき必ず相手が必要です。伝える方法は、言葉であったり、文章であったり、身振り手振りであったり、表情であったりと多様です。しかし、その思いを相手に伝えるのは簡単ではありません。私と妻のように長年伴に暮らし、言葉がなくてもなんとなく分かり合えるならば、その雑然とした庭の花々が美しいことは何時か感じられるものかもしれませんし、言葉や文章はそれほど重要ではないのかもしれません。それでも分かり合えないことも多々ありますが。

しかし、組織の中でその立ち位置を決めるというような大事な場面ではどうでしょうか。その人を個人的に知る人は、「彼」がその組織の中心に立てば組織は変わると思い、是非とも彼に頑張ってもらいたい、と考えるのでしょうか。しかし、多くの人は彼の思いや考えを知ることにはできません。それは公的な場での言葉や文章で知ることになります。

本年度は役員改選です。本会でも支部でも、多くの役員さんが新しい調査士会を目指し、いろいろな意見を出し合い、会務を実行していくのです。埼玉会となれば会長や副会長は、立候補して総会の選



挙に勝たなければなりません。先般、埼玉会でも選挙管理委員会から立候補者の名簿が届きました。会長も副会長も選挙になります。

会員にどのように「自分」を伝えるか。選挙だからといって自分を曲げる必要はありません。持ち得る表現の方法を駆使し、公正な場で自分の思いを会員に伝えていけば良いのです。

私は2年前、埼玉土地家屋調査士会の広報部長という役を仰せつかりました。どうして広報部長という役職に就くことになったのかということはさて置き、何もできなかったという思いだけが残っています。支部長時代は、調査士業務が90%、残りが支部長の仕事でした。しかし、本会では違いました。多くの会議に出席する中で広報部としての仕事を行わなければなりません。幸いに次長さん、理事さん、10人の広報委員さんは優秀で、頼りない私をサポートしてくれました。実行できなかった事業計画もありましたが、今では良い経験ができたという思いの

中で(そんなことを言うと怒る人がいるかもしれませんが)広報部長を退任できそうです。

私にとって埼玉会の選挙など全く興味のなかった2年前、本会での業務は「他人事」でした。しかし、本会で頑張る役員さんの姿を見て、また一緒に会務を行う中で「他人事」ではないと思うようになりました。考え方や方法は人それぞれです。しかし、埼玉会のために少しでも役に立ちたいという思いは素晴らしいことだと思います。「そんな甘い考えではダメだ」とおっしゃる方がいるかもしれません。そんな方はどうぞ役員さんになって土地家屋調査士のために力を発揮してください。

表現に違いがあるのは当然です。今後も花好きの妻が何を考えているのか、そして埼玉会の会員のために頑張る役員の方々がどんなに頑張っておられるのかを自分のこととして考えて行きたいと思います。

追伸、今、妻の庭は牡丹の花がきれいに咲いています。

会 務 日 誌

3月16日～4月15日

3月

21日

第4回筆界特定制度推進委員会

<協議議題>

- 1 筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRの連携で境界標識を設置することについて
- 2 各土地家屋調査士会からの「申請手続受付・進捗状況表」の収集等について
- 3 筆界特定の現状アンケートについて
- 4 民事第二課との打合せについて

25日

第12回業務部会(電子会議)

<協議議題>

- 1 「調査・測量実施要領」に関する指導、連絡対応について
- 2 不動産登記規則第93条不動産調査報告書に関する指導、連絡対応について
- 3 土地家屋調査士業務と業務報酬に関する調査について
- 4 筆界特定制度に関する事項について
- 5 登記測量に関する事項について
- 6 業務情報公開について

- 7 調査・測量実施要領改訂版(案)の発刊について
- 8 国又は地方公共団体の所有する未登記建物等の調査について
- 9 実地調査要領の提供について
- 10 平成25年度業務部事業予算案等の修正について

25日～26日

第3回研究テーマ「地籍管理の国際標準化」会議 <協議事項>

- 1 LADMのISO承認に伴う日本における次世代の国土基盤情報の国際標準化の対応について

26日

第9回地区対策室会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 徳島会からの「登記所備付地図作成作業に関する改善要望」への対応について
- 2 福島会からの「登記所備付地図作成作業に関する積算歩掛についての情報提供」に関する照会について

28日

第3回業務統計等検討会

<協議議題>

- 1 実態調査の設問内容について
- 2 WEB調査及び郵送調査について
- 3 実施までのスケジュールの確認について

28日～29日

第10回社会事業部会

<協議議題>

- 1 平成25年度社会事業部事業執行方針について

29日

第10回総務部会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士の懲戒処分について
- 2 土地家屋調査士法人の使用人土地家屋調査士に関する規則の新設について
- 3 土地家屋調査士法人の解散から清算終了までの期間における競業禁止の適否について
- 4 東京土地家屋調査士会会則の一部改正(案)に係る事前内議について
- 5 第70回定時総会提出議案等について
- 6 関東ブロック協議会からの「事務局職員会同における建議事項」について

4月

8日～9日

第1回財務部会

<議題>

- 1 平成24年度財務部事業計画の執行結果について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程及び日本土地家屋調査士会連合会旅費規程の運用状況について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会共済会事業である団体定期保険の廃止について
- 4 退職慰労金の支給方法について
- 5 平成24年度一般会計及び特別会計の決算について
- 6 平成25年度一般会計及び特別会計の予算(案)について

10日

平成25年度第1回正副会長会議

<協議事項>

- 1 平成25年度第1回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

10日～11日

平成25年度第1回常任理事会

<審議事項>

- 1 平成24年度一般会計及び特別会計収入支出決算報告について
- 2 土地家屋調査士実務トレーニング研修について
- 3 第9回土地家屋調査士特別研修の実施方針(案)について
- 4 第9回土地家屋調査士特別研修に係る公益財団法人日弁連法務研究財団との委託契約の更新について
- 5 土地家屋調査士会ADRセンター全国50会設立記念ポスターの制作について
- 6 平成25年度開催のG空間EXPO2013への参画について
- 7 平成25年度の「土地家屋調査士の日」に関する啓発活動について
- 8 平成25年度日本土地家屋調査士会連合会被顕彰者について
- 9 平成25年度事業方針大綱(案)及び同各部事業計画(案)について
- 10 平成25年度一般会計及び特別会計収入支出予算(案)について
- 11 第70回定時総会提出議案について

<協議事項>

- 1 第70回定時総会の対応について
- 2 土地家屋調査士法人の使用人土地家屋調査士に関する規則の新設(案)について
- 3 平成23年度に実施した「研修に関する調査」の結果について、追加とりまとめを行った調査結果を公開することについて
- 4 土地家屋調査士が保有する業務情報公開システムの構築の推進についての今後の方策について
- 5 LADMのISO承認に伴う日本における国土基盤情報の国際標準化への対応について
- 6 連合会における平成25年度の主要な会議に関する日程案について

15日～16日

平成25年度第1回監査会

法務局・地方法務局

法務局・地方法務局における職員の人事異動が四月一日付けで行われましたので、その一部を左に紹介いたします。（○平成二十五年四月一日付け異動法務局

庁名	局	長	総務部長	部	長	次長	民事行政調査官	総務課長	登記情報行政部	（首席登記官） （不動産）	（法人）・（法人） （法人） （法人）	電子認証管理官	動産登録課長
東京	石田	一宏	根村 良和	余田	武裕	外山 春男	北田	高林	渡邊	平林	杉浦	黒澤	熊倉
大阪	河合	裕行	中西 俊平	泉本	良二	岡野	聖一	能勢	大築	前田	篠原	片山	裕幸
名古屋	新堀	敏彦		中垣	治夫	増井	幸雄	水野	溝端	大堀	篠原	勝也	
福岡	大原	清児		谷口	幸夫	安立	直男	池田	緒方	赤木	後藤		
仙台	浅井	琢児		樹下	芳博	徳永	勝幸	秋場	宮良	山崎	齊藤		
札幌	小宮	秀史		竹村	政男	木幡	勝賢	酒井	齋藤	中根	成田		
高松	古門	由久		弘瀬	晃	井上	太郎	山崎	田原	角野	志藤		
	小沼	邦彦		横井	三男			孝幸	比嘉	丸尾	濱岡		

名古屋			大阪			東京										庁名局局長次長総務課長首席登記官											
富山	金沢	岐阜	和歌山	奈良	神戸	京都	新潟	長野	甲府	静岡	前橋	宇都宮	水戸	千葉	さいたま		横浜										
小川満	○秦慎也	○梅田正彦	梅本三好	○高村一男	○檜垣明美	○林田雅隆	吉岡慶治	○北島孝昭	○吉岡欣三	○小田切敏夫	○酒井修	塩澤隆	○瀧村剛	○喜多剛久	加藤三男	○小鹿愼	○高村一之										
鈴木雅利	○板山久仁	○石本一	宮城直之	○吉川博文	○三浦隆	○山本英司	○小山田才八	○福田勝	○播谷昌彦	○奥村耕一	諏訪和則	鈴木宣彦	佐藤弥内	○石塚裕昭	○榎山達雄	大野政徳	大野政徳										
中富喜浩	○野津満	○高橋誠	喜田繁克	○渡辺富雄	○鈴木通広	○平出正良	○小鷹狩正美	宮崎浩典	○久保井浩美	○林淳史	○中崎俊彦	小山健治	岡田治彦	○梅村上	○山本憲幸	三橋豊	○小山浩幸										
午房秀雄	○宮島尚史	清水多美江	伊藤登志也	西岡康司	所場錦満	山照多賀世	脇田健一弘	蔵田多実男	○南弘清	森田時彦	本川哲郎	大滝和成	佐野勝也	三村篤	神田巨	○高野敏昭	○古田研造	羽石千代光	恒川浩二	白石武	穂坂浩一	比留間治夫	山中正登	五木田芳道	○高信雅文	須藤幸男	持田弘二
山本誠二	○武田宜久	○岡本良衛	○久郷孝幸	桜木茂樹	田中裕滋	○高橋泰夫	○三村祥一	品川隆	吉原伸義	○丸山裕子	○白井慶多	○宗像邦勝	生形勝亮	深代雄二	○原澤正男	江部昌徳	増村高志	菅原康男	システム管理官	登録情報官							

高松	札幌	仙台		福岡		広島		片名局次長総務課長首席登記官	システム管理官	登記部
松高徳	釧旭函	青秋盛山	福	那宮	鹿熊大長佐	松鳥	岡山			
山知島	路川館	森田岡形	島	覇崎	本分崎賀	江取	山口			
○西堀	○富岡	○榮高前伊	田畑	○内二	○稲吉	○松関	○松多			
田壩永	田淵木	○高橋	○伊藤	○内二	○稲吉	○松関	○松多			
勝楠	英勝	孝也	静男	場宏	仲博	直政	泰三			
彦盛	喜郎	俊道	一	一晴		祐	衛			
○大藤	○所井	○戸津	○清水	近谷	羽田	○松山	杉本			
島田	芳見	○榎本	柳澤	藤田	羽田	塩屋	中垣			
孝昇	雅一	○利彦	育義	康智	豊光	朝治	了介			
子平	孝行	武志	一男	文昭		和	秋夫			
○原馬	○本芦	○新境	○佐藤	○丸藏	○岩本	○梅崎	○高見			
尻中	田澤	大塚	岩崎	尾田	本	小宮	雨宮			
真茂	法志	隆夫	正治	秀和	尚文	弘義	廣幸			
二樹	潤國	浩司	琢治	一彦		正隆	鈴子			
岡田	○松佐	○杉原	○齊藤	○久友	○坪田	○黒川	○有田			
田所	松尾	金田	高橋	保り	井原	永瀬	中西			
貢一	雅順	正之	幸一	朝つ	知寛	仲忠	敏博			
徳大	彦治	和典	志雄	洋則	達也	基嗣	健人			
○宮才	○瀬川	○西村	○高橋	○三池	○坂口	田子	○福本			
谷市	林田	高橋	勝由	山本	豊一	智己	恭二			
文秀	信博	浩薫	晴由	敏治		清志	恭二			
雄卓	潤夫	博	晶	泰彦						

会長レポート

R E P O R T

3月16日
～4月15日

3月

18日

法務省民事局民事第二課長との意見交換

加賀谷常任理事同席

懸案事項の整理と今後の対応について忌憚のない意見交換を行うとともに相互に連携して適切な対応を図っていくこととした。当方から11項目の説明を行い、二課から3項目の説明が行なわれた。

全調政連 第13回定時大会及び懇親会に出席

関根副会長同席

第13回定時大会に出席をし、お祝いの言葉を述べた。大会は盛会裏に終了し、懇親会においては、多くの与野党の議員の方々が出席し、懇親会に花を添えていただいた。

19日

ほっかいどう地図・境界シンポジウム2013

関根副会長同席

境界紛争解決への提言をテーマに、第1部で九州大学大学院法学研究院のレビン小林久子教授から「今、なぜ同席調停か：発展の歴史と将来の展望」と題しての講演、第2部として同じく九州大学大学院法学研究院の七戸克彦教授から「境界紛争と土地家屋調査士の役割」と題しての講演が行なわれた。一般の方、関係機関の方、そして多くの会員の方々の参集のもと盛会裏に開催されました。今後ともこのような企画を歓迎します。

21日

谷垣禎一法務大臣表敬訪問

関根・林両副会長、竹谷専務理事同席

当日、所要のため当職は欠席しました。

21日～22日

佐賀地方法務局長表敬訪問

長崎地方法務局長表敬訪問

竹谷専務理事同席

両会会長とともに、両地方法務局長に面会をし、不動産登記法第14条地図整備について意見交換を行い、また土地家屋調査士法第39条の2に規定する違反に関する調査結果の今後の対応について要望等を行った。

23日

大野道伯氏 旭日双光章受章記念祝賀会

発起人代表の若園岐阜会会長のもと、多くのご来賓また土地家屋調査士の参集の中、祝賀会が盛大に開催されました。

25日～26日

徳島地方法務局長表敬訪問

高松法務局長表敬訪問

高知地方法務局長表敬訪問

松山地方法務局長表敬訪問

四国四県の法務局、地方法務局の局長に面会をし、不動産登記法第14条地図整備および土地家屋調査士法第39条の2に関しての意見交換を行うとともに要望等を行った。

28日

東京法務局総務部長・民事行政部長異動あいさつの対応

竹谷専務理事同席

29日

全調政連との打合せ

関根副会長同席

民主党幹部との会合の事前打合せを行う。

4月

1日

民主党役員との朝食会

関根副会長、竹谷専務理事同席

細野幹事長、前田元国土交通大臣、小川議員連盟会長等との朝食会に出席をし、東日本大震災後の

復興について説明を行うとともに、今後の対応について要望等を行った。

4日

第1回選挙管理委員会

関根副会長、専務理事、総務部長、宮下、江本、島田、永美、馬場、相田、林原、森各委員出席
6月に行われる定時総会での選挙管理委員会として事務等について協議をしていただいた。委員長に長野会の宮下氏が就任されました。

5日

東京法務局総務部長・民事行政部長・民事行政部次長就任あいさつの対応
竹谷専務理事同席

10日

林芳正議員「第29回朝食勉強会」

「攻めの農林水産業の展開」と題しての現状と今後の農林水産業のあり方について講演を拝聴した。そのなかで農地利用の今後の運営、管理について、今連合会が研究している業務情報公開システムに関連付ける事柄があるように感じられた。

平成25年度第1回正副会長会議

各副会長、専務理事、総務部長出席

<協議事項>

- 1 平成25年度第1回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

保岡興治議員「衆議院議員保岡興治さんを支える会」

関根副会長同席

当日は多くの自由民主党国会議員の先生方の出席により盛大に支える会が開催されました。今後のご活躍を祈念申し上げます。

10日～11日

平成25年度第1回常任理事会

<審議事項>

- 1 平成24年度一般会計及び特別会計収入支出決算報告について
- 2 土地家屋調査士実務トレーニング研修について
- 3 第9回土地家屋調査士特別研修の実施方針(案)について

- 4 第9回土地家屋調査士特別研修に係る公益財団法人日弁連法務研究財団との委託契約の更新について
 - 5 土地家屋調査士会ADRセンター全国50会設立記念ポスターの制作について
 - 6 平成25年度開催のG空間EXPO2013への参画について
 - 7 平成25年度の「土地家屋調査士の日」に関する啓発活動について
 - 8 平成25年度日本土地家屋調査士会連合会被顕彰者について
 - 9 平成25年度事業方針大綱(案)及び同各部事業計画(案)について
 - 10 平成25年度一般会計及び特別会計収入支出予算(案)について
 - 11 第70回定時総会提出議案について
- #### <協議事項>

- 1 第70回定時総会の対応について
- 2 土地家屋調査士法人の使用人土地家屋調査士に関する規則の新設(案)について
- 3 平成23年度に実施した「研修に関する調査」の結果について、追加とりまとめを行った調査結果を公開することについて
- 4 土地家屋調査士が保有する業務情報公開システムの構築の推進についての今後の方策について
- 5 LADMのISO承認に伴う日本における国土基盤情報の国際標準化への対応について
- 6 連合会における平成25年度の主要な会議に関する日程案について

11日

日調連・全調政連・全公連の三会長による懇談

横山全調政連会長、柳平全公連会長と平成24年度の総括と平成25年度の方針等について協議を行った。

15日～16日

平成25年度第1回監査会

中村、椎名、小林各監事の出席のもと、平成24年度の最終の監査が行われた。各監事の皆さんにはこの一年ありがとうございました。連合会を代表して御礼を申し上げます。

年金基金受給で思うこと

神奈川会 椎橋 浩

年金基金事務局から「基金への加入勧奨の記事」との依頼を受けました。

私は土地家屋調査士年金基金の誕生に係わり、育てた一員として、また現在年金基金の受給者として満足している。

老後の備えは「自分で」をモットーとして生きてきた自分としては、若い土地家屋調査士の会員、関係者へ是非とも自分の力で「老後の備えを」提唱したい。

思えば年金基金の誕生は昭和62－63年頃に国会で自営業者に厚生年金制度と同様な2階建て年金制度の整備が議論された。平成の時代に入って、先に整備された地域型の年金基金と同じく職能型の年金制度の導入の法整備が並行してなされた。

日本土地家屋調査士会連合会でも東京会選出の天下克信さん(当時厚生部長)が中心となり職能型年金基金の創設に尽力、平成3年に日本土地家屋調査士会連合会に年金基金が誕生したと記憶しています。

天下さんは非常に広い学識と情熱の持ち主で土地家屋調査士制度の成熟期に合わせて、調査士会という団体の知名度を高め、依頼者に対する調査士の結束力の公的証明のためにも、何としても地域型でない独立した職能型の年金基金の創設を希求しました。

時の三浦連合会長の基、連合会役員、単位会役員、会員の説得に熱い情熱を燃やして行動し、年金基金成立要件の3,000名加入者確保を成し遂げました。

現在の年金基金の誕生、存続は天下さんをはじめ先人の情熱の成果であると思っています。

年金基金は年金制度のいわゆる世代間扶養の原則とは異なり、自己の積み立てた金額を運用して受給する自己積立方式をとっている。

私も加入の年齢制限に掛かりましたが加入者確保のため可能な限りの加入口数に当然入りました。

年金基金の存続に不安を持っていた妻にも強制的に加入勧奨をした記憶があります。



基金誕生後は創設時の国の政令で決めた運用利率の廃止等で基金は幾多の荒波に見舞われました。私は理事者として基金存続につき、時の水上理事長と激論を交わし辞表を水上さんへ突きつけた記憶があります。

また、制度維持のため、水上理事長とともに社会保険庁へ諸事談判に出向いたこともありました。

その時々々の経済変動で数度の予定利率の見直しを経て現在の年金基金の制度に至り、安定した給付が続いていると思っています。

現在、私は73歳の年齢ですが、毎月の国民年金、年金基金他の年金受給者で在ります。

年金基金誕生時には年齢的な加入制限がありましたが、加入可能な口数で現在は高い額の年金を受けております。

今にして思えば私は保険、年金の信奉者で将来の補償のためには可能な限り加入し、それを続けたことにより「継続は力なり」を実証しています。今でも会員諸兄には「年金基金加入を！」勧めたい。

増口をして 充実の年金ライフを！

年金額を増やすことを考えてみませんか？

掛け捨てにはなりません

途中で口数を減らしたり中断しても、払い込んだ分の年金が確実に受けられるので掛け捨てにはなりません

年金の種類は7種類

7つの年金のタイプから自由に選択ができ増口しやすくなりました

所得の変動に柔軟に対応

生活設計の見直しや、収入の変動に応じて自由に年金プランが修正できます
いつでも自由に増減口できます
(増口は年度内に1回限り)



自由なプランで掛金設定。ライフサイクルに応じて増減も可能です。

増口は毎月の掛金額が68,000円以内であれば何口でも増やすことができます。

ただし、確定年金の受取年金額が、終身年金の受取年金額を超える増やし方はできません。

たとえば、掛金を増額した場合の年金額は？

33歳（男性）誕生月に増額した場合

掛金増額	受取額
A型3口を増口 月額 15,990円	65歳～終身 + 3万円

29歳（女性）誕生月に増額した場合

掛金増額	受取額
B型1口、II型1口を増口 月額 7,205円	65歳～75歳 + 2万円 75歳～終身 + 1万円

43歳（男性）誕生月に増額した場合

掛金増額	受取額
III型2口、IV型2口を増口 月額 12,540円	60歳～70歳 + 2万円 70歳～75歳 + 1万円

37歳（女性）誕生月に増額した場合

掛金増額	受取額
A型3口、I型1口を増口 月額 13,670円	65歳～80歳 + 2万円 80歳～終身 + 1万5千円

土地家屋調査士国民年金基金

<http://www.chosashi-npf.or.jp>

お電話でのお問い合わせは（平日 9:00～17:00）

フリーダイヤル 0120-145-040

岩手会

「第23回 戸田かぼちゃまつり」

二戸久慈支部 下斗米 佑太



『黎明』第78号

平成25年4月からのNHK連続小説ドラマ「あまちゃん」のロケ地として、久慈市の小袖海岸が取り上げられました。

県北の人間として大変喜ばしく思います。この流れで今度は、大河ドラマのほうで九戸政実を取り上げてもらえれば…。

え、ご存知ありませんか？我々が九戸村より誕生した武将ですよ？ あ、知らない…。そうですね…。

え！？聞いたことある！？それはなんとも博識に止まらず深識に富んでおられますね！あるいは歴ヲタげほんごほん。

そうです、あの天下人、豊臣秀吉をwikiしてもらえれば名前が出てくるアレです。

まあ、歴史の解釈についてはあえてふれず、九戸政実の生誕の地、九戸村について少しご紹介させていただきます。

山村＝九戸村。これ以上の説明は必要ありません。山々に囲まれ

たのどかな村で、豊かな自然の恩恵を受けております。

意外と交通の便もよく、高速道路のICがありますし、お隣の二戸市では新幹線を利用できますので、冒頭の小袖海岸に向かう際の最寄りポイントとも言えましょう。(宣伝)

さて、九戸村の一大イベントといえやはり「おまつり」ですが、九戸まつり、産業芸術文化まつりとある中、今回は戸田かぼちゃまつりをご紹介します。

1989年から始まったこのまつりも今回で23回目となり、益々の盛況でありました。

大なり小なり特大なりのかぼちゃに装飾・デコレーションを施して、九戸村戸田を縦断する国道340号線沿いにずらりと陳列すること2週間。その中日である10月7日まつり当日には、重さや美しさを競うかぼちゃコンテスト、どこに転がるかわからないか



ぼちゃボウリングなどで盛り上がり、また郷土芸能、郷土料理を楽しむことができました。

ちなみに昨今日本でもブームとなっているハロウィンとは全くの別物です。Treat (おもてなし) はあってもTrick (いたずら) はありません！ただ、街灯の少ない夜道で、車のライトに照らし出されて現れるデコかぼちゃに一瞬Terrify (びっくり) させられることはあるかもしれませんが。

びっくりといえは今回、関東のららぽーとさんと戸田かぼちゃまつりがコラボさせて頂きました。このことで、より多くの方々に九戸村のかぼちゃを楽しんでもらえたのであれば、歓喜感激、飴・あ



られを子供たちに配りたくもなりますね。

まだまだ伝えきれない魅力はありますが、字数制限があるそうなのでこの辺で。

山村＝九戸村。6字で説明できるこの村の、魅力、奥深さは千言万語。

まんず良いとこだすけあ寄ってってけで♪



全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

公嘱協会情報

Vol. 101

「公益法人と地図作成総括責任者養成講座について」

副会長 泉 清博

1. 公益法人に求められるもの

我々全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会(以下「全公連」という。)の組織に加盟している全国の公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」という。)は、3月27日現在、37の公嘱協会が公益法人及び一般社団法人となり、残る公嘱協会も申請あるいは申請準備中で、特例民法法人の特例のなくなる本年11月末には一般社団の道を選択した1公嘱協会を除く全公嘱協会が公益法人として生まれ変わる予定です。

しかし、公益法人になることが最終目的ではなく、今後、土地家屋調査士業界に誕生した公益法人が『公益法人としてどのような公益目的事業を実施するのか』が明白になっていないと我々の存続意義が疑われることとなるでしょう。

公益法人の公嘱協会の公益目的事業は『国民の権利の明確化事業』ですが、土地家屋調査士の持つ公

益性とどこが違うのかを理解していただく努力が必要となってきます。

我々の考えている公益法人像を分かりやすく例えるなら、個人病院と総合病院と考えていただければ良いのではないかと思います。患者が腹痛で病院に行くとき、何科に駆け込んだら良いのか悩むことが多く、例えば、飛び込んだ病院が内科であった場合、検査はその病院の施設を使い、得意分野が中心となって診察されることとなりますが、実は複数の病因により腹痛となって現れている場合も考えられ、初期の素人判断が回復の遅れとなるケースもあるようですし、病院を変える度に検査が必要となる場合も多いのです。

そのため、『あらかじめ病因は何なのかを患者さんの訴えを聞いて必要な検査と処置方法をプロの目で判定し、何科をどういう順で受診するのがベストかを総合的に検討して無駄のない医療計画を立ててあげること』が総合病院のメリットであり、それが総合病院に求められている点であると思います。

地籍調査への参入の期待や地図と現地が相違する場合の処理等について官公署から様々な相談や問い合わせがあり、官公署が業務発注をする以前にどの

ような処理をすれば良いか専門家の視点でアドバイスが欲しいと求められることも多く、我々の業界においても、期待に応えて職能を活かした判断を行い地図を作成するならば、官公署の個別の業務だけに停まらず官公署の業務を終了した後も国民の権利を明確化することに繋がることとなります。そのように『地図の総合病院』として信頼され期待に応えていくには、病院におけるケアマネージャーのように地図作成から管理に至るまでの全てを理解し、総合的なマネジメントのできる人材を育成していくことが必要なのです。

2. 地図作成総括責任者の重要性と研修内容

そのため、全公連では「地図作成総括責任者養成講座」を開催し、全国の登記所備付地図作成業務や地籍調査事業で班長経験のある一線級の人材を集め、地図作成のノウハウを基礎から学ぶカリキュラムで講座を実施しています。(但し、彼らは主に登記所備付地図作成業務の班長経験者であり、それぞれの地域で活躍している人材であるため、既に技術面では申し分ないので、「地図作成をマネジメントする力」を養うことを主眼にしています。)

しかし、専門家が更に上を目指す研修は、講義を受けるという形式から自分で情報を集め、問題点を発見し解決策を自ら考えるという形式の方がスキルアップできると考え、座学研修の部分と別に民間の資格研修ではあまり見られないワークショップの手法を取り入れて研修会を実施してきました。

初年度は、『地図作成をいかに合理化するか』をテーマとしてワークショップを実施しました。ワークショップを知らない受講者も多く、最初は戸惑いもあったようですが直ぐに理解してくれて、終了時のアンケートでは「全国組織の全公連だからこそなし得る研修形式であり、もっとワークショップに時間を裂いてもらいたい。」と好評でした。

そこで、2年目はさらにワークショップを重視し、『官公署や地権者に伝達する技術』をテーマとし、3年目の今回は『提案書を作成して積算を行い、損益分岐点を理解した上で模擬入札を行い、落札金額を元にどのように担当者を配置し工程管理をするか』までの全てを学習してもらうところまで、経験してもらいました。

この一連の学習は、受講終了時点には、受講者全

員が『官公署に提出する提案書を作成し、積算して地図作成全般について説明ができる』人材となっていたことから、研修の効果を自覚できるとともに、受講者にとってはいかに厳しい試練を与えられて受講していることがご理解いただけたと思います。

ただ、官公署に信頼され認められる地図作成総括責任者であるためには、誰でも受講すれば合格するような資格内資格であってはいけないことから、断腸の思いで地図作成総括責任者として認定できるか否かの判断を行っています。

地図作成総括責任者には地図作成のエリートとの自覚を持って、積極的に官公署の問題解決のサポートをするようになっていただきたいし、官公署の方々にもこの素晴らしい人材の活躍の場を与えていただきたいと祈念してやみません。

3. 地図作成総括責任者のデータベースの活用

ところで、提出されたレポートの内から最高得点の2名のレポートを月刊登記情報の4月号に掲載していますのでここでの掲載は割愛しますが、たいへん良く考えられています。

これ以外にも分かりやすく伝える努力と企画力を兼ね備えたレポートは沢山あり、さすがに全国から一線級の班長経験者の提出したレポートは、内容にどれも特徴があり素晴らしいものなので、これをデータベースとして活用するなら、今後の各種の提案等を行う際の好資料となることから、これまでの地図作成総括責任者のレポートを各協会にフィードバックしたいと考えております。それを参考とし、各協会の公益目的事業に役立てるとともに、今後、更にレベルの高い講座になることを願っています。

■ ■ ■ 今後の会議予定

3月27日	第19回正副会長会議(web開催)
3月30日	民主党住宅政策・地域再生の今後を考える意見交換会(盛岡)
4月16日	第1回監査会
4月16～17日	第1回理事会
4月17日	第1回役員選考委員会
6月3～4日	第2回理事会
6月4～5日	第28回定時総会

ち ょ う さ し 俳 壇

第336回



復活祭

水上陽三

春疾風酒肆の提灯点りをり
花万朶言霊のごと咲きけり
西行の日と思ふ花と望の月
嬰兒の欠伸をもらふ蝶の昼
復活祭たまたま米の誕生日

雑詠

水上陽三選

東京 黒沢利久

風のなか花のはじめは鷹揚に
樹に鴉鳴き父母の花の寺
花の雨昼の花街通りけり
港には港の掟花の風
花は灯の灯は花の中花の山

茨城 島田 操

苗木植う八十路は下り坂ならず
咲くを待ち散るを惜しまる若桜
農機駆る農校生に風光る
育ち行くものに春日の惜しみなく
それぞれの詠む本違ふ春炬燵

茨城 中原ひそむ

春雷や明日入院の髪洗ふ
病室の此処は三階東風光る
妻看る懐炉二つを腰に抱き
謔言で寝返る妻や春の雪
春北斗術後の妻の微熱引く

東京 雅々々

道端の四つ葉クローバ探す子等
筍や幾重に隠す白き肌
その先に霞み隠れの富士の山
古民家の枝垂桜とよく似合ふ
薬ゆる古木仰ぎて老いまじく

埼玉 井上晃一

窓越しに雛を見せてる留守の家
雲に鳥小川に雑魚を追ふ子あて
見えるはずの秩父の山や春霞
初蝶や天気晴朗風もなく

今月の作品から

水上陽三

黒沢利久

花は灯の灯は花の中花の山

東京で花の山と言えば上野公園であろうか、或いは飛鳥山公園であろうかいずれにしても深く考える必要はないだろう。今年は例年に無く花の名所も迷うほど三月上旬に開花して場所によっては簞の準備が間に合わなかったと言う。上掲の句は花簞というより、平時より点されている公園の照明なのである。一句の中に花の文字が三つも詠まれてをり、浮き浮きした気持ちと絢爛たる花の状況が感じ取れる軽い調子の作品である。

島田 操

農機駆る農校生に風光る

農業高校の生徒たちが実習地で耕耘機を操って農耕に従事している様をうたったものであるが、風光ると言う季語を斡旋し、風にゆらぐ風景のまばゆいような明るさを表白

し、若者たちの明るさ頼もしさを表現しているのである。

中原ひそむ

春雷や明日入院の髪洗ふ

妻入院と言う前書きを付して投稿された作品の一つである。入院の前日奥方が丁寧に髪を洗っているのである。入院手術の内容には触れられていないので不明であるが、いずれにしても入院と言う晴天の霹靂のような人生の大事を前に、女性の身嗜みとも言える髪を綺麗に洗う気持ちの高揚がうかがえる。術後の経過の一端も窺うことができるが、速やかな回復と共に一日も早い退院を祈って止まない。

井上晃一

初蝶や天気晴朗風もなく

これ以上言い様のない上天気の中で初蝶にまみえた作者の感激が瞭然と読み取れる。作者もすでに老齢であろうけれども、この様な感激を口ずさむことによって、若々しさを保てると信じて疑わない。

【ご投句方法】

◆所属の土地家屋調査士会名

◆俳号

◆俳句（二口3〜5句程度）

以上をお書きの上、下記の方法にてお寄せください。

郵便…〒101-0061 東京都千代田区

三崎町一丁目2番10号
日本土地家屋調査士会連合会

広報係

FAX…03-3292-0059

電子メール…rengokai@chosashi.or.jp

お知らせ

土地家屋調査士2014年オリジナルカレンダー

ぐるっと江戸のまち廻り(江戸切絵図)

「土地家屋調査士オリジナルカレンダー」は好評につき今年で14回目を迎えました。ご購入を希望される方は、下記の内容をお含みいただき、別途送付予定の「お申込のご案内」裏面の「注文書」か下欄に必要事項をご記入の上、FAXにて下記広告代理店までお申し込みください。



調査士会名 (ネーム入れ例) 個人事務所名

- 送料 = 梱包1箱あたりの料金×梱包箱数
- ・梱包1箱あたり1本～50本まで入ります。
- ・離島は別途。・消費税含む。

価 格	シンボルマークのみ	調査士会名入り	調査士会名+個人事務所名入り
販売ロット	1本 472円	1本 630円	1本 630円
申込締切	1本から	50本以上	50本以上
納品予定	2013年8月31日(土)		
仕 様	2013年11月上旬		
	H530mm×W380mm・13枚綴り・紙製ヘッダー		

お申し込み
締め切り

2013年
8月31日(土)

お申し込みにあたって

- 上記の注文書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込みください。ただし注文書が無い場合は、下記に記入の上お申し込みいただくことも可能です。
A) 調査士シンボルマークのみ入り
B) 調査士会名入り
C) 調査士会名+個人事務所名入り
ただしB)、C) タイプについては、50本以上から申し受けます。
- ネーム入りの文字色はスミ(黒)、書体は統一とさせていただきます。左記の(ネーム入れ例)参照ください。
- 商品の発送料については誠に恐れ入りますが申込者のご負担となります。
- 商品は2013年10月下旬～11月上旬頃お届けできる予定です。その際に、商品代金および発送料を配達員にお支払いください(代金引換えお届け)。

梱包1箱あたりの料金		
右記以外の国内	青森、岩手、秋田、宮城、福島、山形	北海道、沖縄
1,050円	1,260円	1,575円

ご注文は

FAX:06-6346-0352

大毎広告株式会社 TEL 06-6456-3437 〒530-0001 大阪市北区梅田3-4-5 カレンダー担当/小中賢彦・松本佐奈恵

FAX注文書 必要事項を下欄に記入の上、FAXでお送り下さい。

FAX:06-6346-0352

■ご注文本数

A) シンボルマークのみ 1本 472円 本	B) 調査士会名入り(50本以上) 1本 630円 本	C) 調査士会名+個人事務所名入り(50本以上) 1本 630円 本
---------------------------	--------------------------------	---------------------------------------

※税込

ネーム入れ原稿

前年通り

新ネーム

■ネーム

2013年のカレンダーと同じネーム入れをご希望の方は○で囲んでください。その場合は、総額から2,100円の割引となります。

新しくネーム入れをご希望の方は下欄にご記入ください。

肩書 (20字以内)	
事務所名 (15字以内)	TEL () -
住所 〒	FAX () -
E-mail	調査士会名

■以上の通り申し込みます。

月 日

お名前(または事務所名)

印

連絡先

TEL () -

FAX () -

カレンダーお届け先 〒

お届け先がネーム住所と
同じ場合は○で囲んでください。

ネーム住所と同じ

※いただいた個人情報は土地家屋調査士オリジナルカレンダー作業にのみ使用させていただきます。また、本注文書からの申込をもって、個人情報の弊社取扱いにご同意いただいたものとさせていただきます。

編集後記

「ホッケ」と「ぱんじゅう」

最近、女房と一緒に札幌に行く機会がありました。私の用事の間は「どこかでお茶をしてくる。」とどこかに出かけて行きました。女房は一見でお邪魔した喫茶店にもかかわらず、お店のママとその友達と意気投合して数時間も逗留し、「美味しくて安い飲み屋と北海道の地酒は、増毛町にある日本最北の酒蔵のできれば純米酒よりは本醸造の燗がよい。」と教えていただいたと、夕方戻ってきました。

ふたりでそのお店へ伺いましたら、運よくその酒蔵の純米酒がありましたので、冷酒をお願いいたしました。突出しの身欠き鯿をいただきながら、横の壁を見ますと口上に「鰯・北方」と書いてあり「ほっけ」と読むと教わり、私は開き干しを炙った肴と想像いたしましたら、刺身でいただけるとのことでありました。

お願いして出てきた刺身は、ホッケの外見とは全く別物で、白く透きとおった身に脂がのって癖がな

く絶品でした。私流に表現すれば、アイナメに上品な脂を混ぜた味で適度の繊維質があり歯ごたえが心地よいといったところで、大変満足させていただきました。

翌日、小樽まで足を延ばしての帰りがけに駅の売店で小樽産ホッケの揚げかまぼこと例の純米酒を見つけたので、早速買い求めました。

すり身は、タラ、サンマ、イワシと思っておりましたが、ホッケのすり身もこれもまた大変美味しい酒のあてでした。

ホッケと地酒に堪能させていただきましたが、札幌と小樽には「ぱんじゅう」という名前の半円球の餡入りのおいしいお菓子があるから、お店で焼きたてを食べてこいと言われたのをすっかり忘れてしまいました。

残念ですが、これは次に訪問するときの楽しみに取っておくことにして帰ってまいりました。

広報部次長 岩淵正知

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 竹内 八十二

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[©]

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社

知っておきたい！

電子証明書

ICカードの

アレやコレ



すべての会員の方

利用申込時は、次の点にご注意ください。

- ・「住民票の写し」は、交付された証明書そのものをお送りください。コピーは不可です。
 - ・利用申込書の実印欄には、**印鑑登録証明書の印影と同一の印鑑**で押印してください。
 - ・電子証明書の発行料金等(10,000円+振込手数料)の振込がされたことを示す振込明細書等のコピーをお送りください。(インターネットバンキングの場合は、確認画面等を印刷したもので差し支えありません。)
- ※詳しい内容につきましては、同封の利用申込方法等の書類をご覧ください。

電子証明書(ICカード)の発送は、毎月2回行われます。

日調連特定認証局では、利用申込者に対する電子証明書(ICカード)の発送を毎月2回(15日及び25日の前後)行っています。

電子証明書(ICカード)の受取りは、郵便局の窓口となります。

電子証明書(ICカード)は、本人限定受取郵便(基本型)で送付されます。ご自宅(住民票上の住所)に、到着通知書が届けられますので、郵便局の窓口でお受け取りください。

電子証明書(ICカード)の有効期限を迎えられる方

お申込みは、お早めに。

有効期限が到来する3か月前頃に、日調連特定認証局から、有効期限到来のご案内と電子証明書利用申込書を送付いたします。引き続き利用を希望される場合は、**有効期限到来の1か月半前までに必要書類をそろえて**お送りください。

利用申込書が届いてすぐにお申込みをいただいても、有効期限到来の2週間～1か月前くらいに電子証明書(ICカード)の発行がされます。

日調連ホームページ(日調連認証局(電子証明書))にある、**「よくあるご質問、お問合せ」**も併せてご覧ください。
電子証明書(ICカード)の発行や失効、オンライン登記申請に関するQ & Aを掲載しています。



ご注意ください！

こんなとき、電子証明書(ICカード)は失効になります！

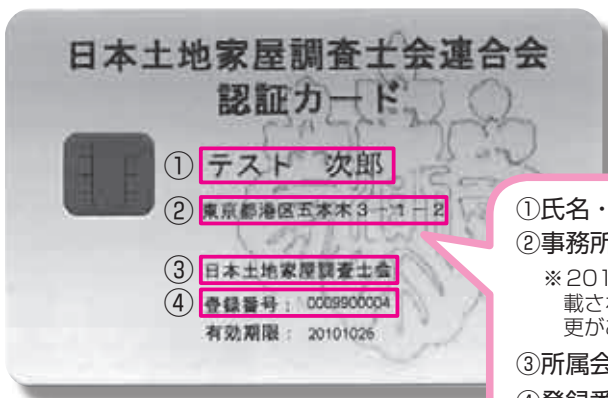


●電子証明書の記載事項に変更が生じた場合

日調連特定認証局では土地家屋調査士名簿の**所属会、登録番号、氏名・職名・日本名、事務所所在地**が変更されたことを確認した時点で、電子証明書の失効手続を行います。登録事項変更の手続を行う際に、日調連特定認証局にもご一報いただけますと、新しい電子証明書の発行を円滑に行うため、あらかじめ「電子証明書利用申込書」をお送りできる場合もございますので、ご連絡をお願いいたします。

※事務所所在地の変更ににつきましては、**2010年(平成22年)3月31日までに発行された電子証明書が失効の対象**となります。対象となる電子証明書の券面には、事務所所在地が記載されています。

※市町村合併や住居表示変更、建物名等変更等、移転を伴わない変更であっても、**土地家屋調査士名簿に記載されている内容に変更が生じれば失効の対象となります。**



電子証明書の券面に記載されている内容に変更が生じた場合が失効の対象です。

- ①氏名・職名・日本名
- ②事務所所在地

※2010/3/31までに発行した電子証明書に記載されています。記載がなければ、登録事項変更があっても、そのままご利用になれます。

- ③所属会
- ④登録番号



●こんなことにも注意！

- ①電子証明書を受け取ったら、すぐに受領書を返信してください！
 - ・電子証明書の発送から30日以内に受領書の返信がない場合、失効となります。
- ②PIN (パスワード)の管理にご注意ください！
 - ・日調連特定認証局でPINの確認や再発行はできません。
 - ・PIN封筒の印字は経年変化により薄くなり、読み取れなくなることがあります。
 - ・PINを誤って連続15回以上入力した場合、ロックがかかり利用できなくなります。

★電子証明書を再度発行するには？

連合会ホームページに公開している「電子証明書失効申請書」に必要事項を記入の上、日調連特定認証局あてに郵送してください。失効後、新しい電子証明書を発行するための「電子証明書利用申込書」をお送りします。

※再度発行するには、新規発行と同じ手続が必要です。

※発行手数料として、10,000円(税込)+振込手数料の費用負担をお願いしています。



広報キャラクター
「地識くん」